

令和元年9月12日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和元年9月12日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

おはようございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 松岡 忠君・12番 渡邊 美喜子君を指名いたします。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可をいたします。

最初に、12番 渡邊 美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

12番 渡邊 美喜子、一般質問させていただきます。

先日26日に実施されました子ども議会において、子供達から、ふるさとを愛する熱い思いが伝わり感動いたしました。また再質問におきましては、的を射た鋭い質問に私自身大変に勉強になりました。子供達に負けないよう一般質問をしたいと思えます。

1点目は、子育て世代包括支援についてであります。

妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供することを目的として、妊娠、出産及び子育てに関する相談に応じ、支援を行う多度津町子育て世代包括支援センター事業が平成30年4月1日から施行されました。

子育て世代包括支援センターの取り組みは、一人一人の子供が健やかに成長することのできる社会の実現に寄与することであり、まさにこのことを実践するのが子育て世代包括支援センターであり、いかにして実効性を持つ仕組みを構築するか、実施主体であります基礎自治体の今後の取り組みにかかっていると断言して過言ではないと思えます。

そこで、幾つか質問をいたします。

一問一答方式でございます。

1つ、子育て世代包括支援センターの具体的事業内容を伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の子育て世代包括支援センターの具体的事業内容は、のご質問に答弁をさせていただきます。

当該センターの具体的事業内容は、1つ目に、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。2つ目に、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うこと。3つ目に、支援プランを策定すること。4つ目に、保健・医療または福祉の関係機関との連携調整を行うことがあります。

本町においても、国のガイドラインのとおり保健師及び助産師が妊娠届け出等の機会に面接し、リスクアセスメントでハイリスクとなった妊産婦や乳幼児については支援台帳で管理し、個別支援計画により、妊娠期から子育て期の支援を行っています。また、母子健康手帳の交付や乳幼児相談、産後ケア教室などの母子保健事業や、親子の触れ合いを目的としたのびのび広場や、親子で季節の野菜を育て、収穫し、試食をする食育体験事業などと連携をして実施をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の町長の答弁で、事業内容また支援センターの今後の目的、重要性を大変痛感いたしました。

そこで、次の質問に移らせていただきます。

子育て世代包活支援センターを設置することによる成果やワンストップ拠点の効果は、について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

おはようございます。

渡邊議員の子育て世代包活支援センターを設置することによる成果やワンストップ拠点の効果は、について答弁をさせていただきます。

当該センターを設置することによる成果については、特に妊娠届け出の機会に専門職が面接し、リスクアセスメントをすることでハイリスク妊婦が把握できるようになり、個別支援計画による妊娠期の支援が充実し、切れ目なく産後の支援に移行でき、多職種で支援できるようになりました。また、休日及び祝日を除く平日の午前9時から午後4時まで別館ピーチを開放し、専任の保健師及び助産師が常駐し、看護師及び保育士が交代で従事していることで、いつでも育児相談や子供の体重や身長測定ができるので安心、ゆっくり時間をかけて相談できる、毎日利用できるのでありがたいと利用者からの声があります。利用する妊産婦の中には他市町出身の方もおいで、友達や知り合いがいないため、母親や子供の友達づくりの場としても利用されております。

ワンストップ拠点の効果については、ケースに応じて関係機関と連携し、継続して適切な支援に繋げておりますが、開設2年目であり、その効果測定は今後の課題としております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問であります。

保健師、助産師、つまり専門的な視点と観点から、妊娠届の機会に面接をする、そしてリスク、危険性ということがあれば、それを取り除く、低減させるということが大切だと思います。その中で、やはり個別支援計画を立てることって言われ、確かにそうであると思いますが、その実施計画を立てるに当たって、その過程というのか方法またチェック、把握等があると思うんですけども、例えば計画を立てる場合、面談ができない場合っていう部分もあろうかと思うんですけども、そういう点はどのようにされてるのでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

個別支援計画につきましては、妊娠届け出時に保健師が面接をしてそれぞれ作成をしております。妊娠届け出時には、アンケート様式になりますけれども、各種質問をさせていただきまして、それによりハイリスクの妊婦の方にはそれぞれ今後の訪問予定でありますとか、今後の支援の内容についてそれぞれの場合に応じまして支援計画をお渡ししております。

なお、ハイリスクの妊産婦の方につきましては、先ほども申しあげましたように要支援台帳を整備いたしまして、その中で適切に対応できるように心がけております。

妊娠届け出時には、皆さん子育て支援センターであるとか窓口の方においでで、届け出をされますけれども、連絡がつかないとか、その後の訪問がなかなかできにくい方につきましては、なるべく電話連絡しながら面会できるようにそれぞれが努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

個別支援計画ということは、本当に大切なことであると思います。今、家庭訪問とか電話連絡というのは本当に必要かと思えます。リスクが高ければ高いほど大変な多様性もあり、いろんな方からの支援等もきくような形になるんじゃないかなという風に思っておりますので、その点お願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

子育て世代包括支援センターの職員の配置体制はどうなってますでしょうか、伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の子育て世代包括支援センターの職員の配置体制は、のご質問に答弁をさせていただきます。

現在の当該センターの職員は、専任として常勤の保健師及び助産師を1名ずつ、非常勤保健師及び看護師、保育士をそれぞれ1名ずつ配置しております。また、保健センター職員の保健師5名、管理栄養士2名、看護師1名、事務職員2名が兼任し、相談内容や必要なケアの内容に応じて臨機応変に対応できるよう体制を整えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁なんですけども、保健師、助産師、看護師、保育士ですか。そして、保健センターの職員5名と管理栄養士さんが2名ですか。それと、看護師とか事務の方もおいでと思うんですけども、答弁を聞きながら、ふと不安に思ったんですけども、新庁舎を建設すれば、保健センターは新庁舎の方へ移るということ聞いております。そうなれば、連携って今せつかく多様化のもとの中で色々な支援体制が構築されると思うんですけども。そんな中で、遠く離ればそういう部分の連携が少し希薄になるんじゃないかという風に今答弁を聞きながら思ったんですけども、実はこういう部分は他の自治体もありまして、そういう新庁舎を建てた場合は元のところにも1カ所、それから新庁舎の方にも1カ所ということで窓口を2カ所にしてるという部分も聞いております。ワンストップ拠点ということもありますが、やはりこれは皆さんの多くの要望等を知る上においても、提供する上においても、大変重要なことという風に思っております。実際働いてる職員の方が一番そういった点でよくご存じであると思っておりますので、しっかりと話し合いを持って、そして今後の検討課題の一つとしてしていただければという風に思っております。強い要望でございますので、その点よろしくお願ひしたいと思っております。それでは、4点目の質問に移ります。

子育て期間における切れ目のない支援について、教育委員会、医療機関、児童相談所、社会福祉協議会、民間団体などの連携はどのようにしていきますか、伺います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

渡邊議員の子育て期間における切れ目のない支援のために、教育委員会、医療機関、児童相談所、社会福祉協議会、民間団体等の連携はどのようにしていくのかについて答弁をさせていただきます。

本町の子育て世代包括支援センターでは、妊産婦と乳幼児並びにその保護者を対象としておりますが、必要に応じて18歳までの子供とその保護者についても対象としております。

現在は、妊産婦や就学するまでの乳幼児への支援がほとんどであり、妊産婦については医療機関と、また乳幼児についてはこども支援係や教育課担当と情報交換や情報共有をしながら連携しております。

今後、支援が必要なケースに合わせて、児童相談所や社会福祉協議会、民間団体等と情報共有を協働しながら連携できるように関係機関との協議に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

子育て期間における切れ目のない支援ということで、やはり教育委員会とか医療関係、連携が絶対に必要だという風に思っております。そういった部分を含めて虐待とか不登校、またひきこもり等のことに関しても支援に繋がる、防止に繋がる、早期発見に

繋がるという風に思っておりますので、強い連携をとということでお願いしたいと思っております。

それでは、最後の質問でございますが、今後の課題について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の今後の課題は、について答弁させていただきます。

今後の課題についてですが、これまでの答弁の中で申し上げましたとおり、ワンストップ拠点の効果測定や他団体との連携体制の拡充であります。このほか、子育て世代包括支援センターの利用者等の声を聞きながら事業の拡充を目指し、母子保健事業における産前産後サポート事業を始め子育て支援事業においても必要とされている事業実施のため、専門職等の人材確保や実施体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今の答弁の中に、産前産後サポート事業という部分がありまして、今回の資料に産婦健康診査受診票とか新しい言葉があるわけでございますが、エジンバラ産後うつ病質問票とか赤ちゃんへの気持ち質問票、また産後ケア事業実施要綱の中に宿泊型産後ケア事業またデイサービス型産後ケア事業という部分がありました。これを読むにつれて、本当に妊婦の方が少しでも安心して子育てできると、そういう部分になろうかと思っております。

そこで、もう少し詳しく説明していただければという風に思います。よろしく願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

今回の定例会の参考資料として、産前産後のサポート事業でありますとか、産婦健診の要綱を載せさせていただいております。これにつきましては、今、産後鬱という問題が発生しておりますが、これは出産後、妊婦のホルモンバランスが不安定になり、気分が沈んだり日常生活で興味や喜びがなくなったり、また食欲低下、不眠などの症状があらわれるものです。一般的には、出産後一、二週間から数カ月以内に治まるようではありますが、重症化した場合には、その後子供への虐待であったり、自殺などにつながるリスクのある症状でございます。

今回、要綱で上げさせていただいている中に産後健診がありますが、その中でエジンバラ産後うつ病質問票、あと赤ちゃんに対する気持ちという様式がございます。これは、妊娠届け出時に母子健康手帳と同時にガイドブックをお渡ししておりますが、その中に受診票を入れております。産後、この受診票を持って医療機関を受診しますと、この質問票であったり、3種類載せておりますが、この質問書を持って医師であったり助産師が面接を行います。それで出ました得点によってハイリスクと診断された方には、町の方に連絡がございます。それをもとに保健師が戸別に訪問する、電話をするなどして対

応をすることになっております。

本年4月からの要綱でございますが、4月に妊娠届け出があった方から随時行う事業になっております。この産後ケア事業につきましては、産後6カ月未満の母親及び生後6カ月未満の乳幼児が対象としております。

議員さんがおっしゃるように、宿泊型、デイサービス型というのがございます。それぞれの症状とか産褥期の身体回復に不安があったり、保健指導を必要としたり、育児に対して不安が大きい方、また産後の休養を必要とする方に利用をしていただけるサービスとなっております。

こちらにつきましては、一般社団法人香川県助産師会に委託し、県内では3カ所の助産院で利用が可能となっております。

産後鬱による育児の不安や悩みから、その後虐待に繋がるケースも多々ありますので、そのあたりも今回課題といたしております各機関と連携ができるように、当町の保健師が一生懸命サポートさせていただいて、それぞれの機関に繋げるようにしております。そのためにも子育て世代包括支援センターは重要な役割を担っていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに鬱病っていう部分で多くの妊婦の方がそういう産後の後、鬱というような大変な生活も不安定、まして子育てする人も不安定、そんな心理状態が続くわけでございますので、こういう部分は本当に大切に実施していただきたいなという風に思うわけでございますが、産後ケア事業実施要綱の中に1点ちょっと不思議なことがあるんですけども、利用不承認という項目がありました。これは、どういうときには承認にならずに不承認になるのか、理由が分かればお聞きしたいです。伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

産後ケア事業の利用について不承認とはというご質問でございますが、この事業につきましては、一応申請、申し込みをしていただいておりますが、基本的には全ての方にご利用いただけるように承認ということで決定をさせていただいておりますが、助産院が3軒ということですので、希望の日に利用ができないというようなことはあるかもしれませんが、その方のそれぞれで不承認にする事項というのは定めておりませんので、基本的には必要な方に全員使っていただけるようになっている事業でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

多くの子育て世代包括支援センター、今後本当にますます多様化され、重要視されると思いますので、どうぞ職員の皆さんも含めて頑張っていただきたいという風に私は思

っておりますし、子供のことなら子育て包括支援センターにお任せ下さいと、そういうことになることを期待しておりますし、実際頑張っていただけじゃないかということも思っております。

それで、次、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、障害者の雇用についてであります。

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることが最も重要であります。それには、障害者の自立への受け皿として、雇用の拡大が絶対的な要素であります。全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。しかし、以前に障害者雇用の水増し問題が報道されました。県内においては、6団体が指摘されております。

平成30年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになり、民間企業は2.0%から2.2%、国、地方公共団体等は2.3%から2.5%、都道府県などの教育委員会は2.2%から2.4%になっています。また、障害の対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がっています。障害のある方の就労意欲も高まっており、自立に向けての前向きな傾向であると言われております。

令和2年4月1日の採用の職員募集要項がありました。今後のこともあり、一般質問を取り上げました。

質問に入ります。

一問一答方式です。

近年、本町の障害者雇用率について伺います。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の近年、本町の障害者雇用率についてのご質問に答弁をさせていただきます。

障害者の雇用促進等に関する法律第37条で、全て事業主は、対象障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで対象障害者の雇い入れに努めなければならないと規定されており、行政といたしましては、率先して取り組んでいかなければならないものと認識しております。

本町の雇用率は、平成29年度は2.67%、平成30年度は2.63%、令和元年度は2.68%と法定雇用率を上回っている状況であります。新規採用職員を募集する際には、毎年身体障害者手帳の交付を受けている方の募集を行っております。また、今年度より、あわせて精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の募集も行っております。

数年後には法定雇用率の引き上げが見込まれておりますので、今後は障害を持つ人も安心して働ける職場環境づくりなどについても、先進自治体の取り組み状況を参考にしながら検討を行い、法定雇用率が遵守できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

障害者の雇用率につきまして、本町の雇用率は本当にすばらしいなという風に思っております。障害者の方が職を持つ、就職できるということは本当に自立に向けての第一歩であるという風に確信しておりますので、今後どうか採用等につきましても頑張りたいという風に思います。

そこで、再質問に入らせていただきますが、近年のこの障害者雇用についての応募数と採用の状況について伺います。

町長公室長（山内 剛）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

平成23年度からは毎年募集をさせていただいておりますが、例年応募者は少ない状況です。職務を遂行する能力を見極めた上で採用をいたしておりますが、平成24年に1名採用し、平成25年度からは採用に至っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、次の質問をいたします。

本町の民間企業における障害者雇用状況についてどのように取り組んでいますか、伺います。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の本町の民間企業における障害者雇用状況についてに答弁させていただきます。

障害者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律第37条、第38条、第43条で、民間企業や官公庁を問わずに障害者を雇用する義務が課せられております。

町内の主立った企業の雇用部門担当者に確認いたしましたところ、いずれの企業も障害者の雇用については常に意識しているとのことで、町内事業所において法定雇用率を達成している、または町内事業所での雇用はないものの、企業全体では雇用率を達成している状況にあるということでございました。

障害者の雇用方法に関してヒアリングを行ったところ、障害者の雇用に関して特別な取り組みをしているということはないようでございます。しかし、障害者の社員が退職する場合には、計画的に障害者の方の新規雇用を行っておられるようでございます。また、企業が障害者の方を公共職業安定所を通じて雇用した場合、事業主に対して賃金の一部を助成したり、障害者に合わせた職場環境の整備に必要な経費負担の軽減を図るといった障害者の雇用を促進するための国の援護制度もあることから、このような制度を活用しながら、どの企業も法定雇用率の維持に努められているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

先ほどの答弁の中に、公共職業安定所を通じて雇用した場合とありますが、障害をお持ちの方の職業相談の方法についてお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の再質問に答弁させていただきます。

公共職業安定所、いわゆるハローワークでは、障害をお持ちの皆様のために専門の職員、相談員を配置し、ケースワーク方式により、申し込みから就職後のアフターケアまで一貫した事業紹介及び職業指導を行っております。

なお、さまざまなケースを想定し、手話通訳相談日、障害者就職面接会、障害者就業相談員の設置等を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

企業の中で、職場の整備に必要な経費っていう部分が、軽減を図るといふことの答弁がありました。その内容についてはどういふものなのでしょうか、お聞きします。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の再質問について答弁させていただきます。

障害者を多く雇用している事業主の経済的負担を軽減し、事業主間の負担の公平を図るために設けられた制度が、障害者雇用納付金制度でございます。

このポイントは、3つに要約することができます。

1点目は、法定雇用率を未達成の企業のうち、常用労働者100人以上の企業から障害者雇用納付金が徴収される点。2点目は、この納付金をもとに法定雇用率を達成している企業に対して調整金、報奨金を支給する点。3点目は、障害者を雇い入れる企業が、作業施設設備の設置等について一時に多額の費用負担を余儀なくされる場合に、その費用について助成金を支給する点でございます。つまり、納付金が法定雇用率を達成していない企業に対するペナルティーであり、この納付金をもとに法定雇用率を達成している企業に対して調整金、報奨金が支払われることにより、障害者の雇用促進に繋げようとするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ある新聞等でもありましたが、障害者自立支援策や農業振興策として農福連携はということ、先日ちょっと新聞で読んだりもしたんですけども、この障害を持つ方も、福祉分野また農業分野でも大きな期待が寄せられているということを書いておりました。本当にそうであるという風に思っております。

農業分野におきましても、実は先日、私の近くで障害を持った方が一生懸命働く姿を見て、本当に真面目で一生懸命働いておる、汗をしっかりと流しながら頑張っているということで、もう少し障害を持った方がより多く参入できるような環境整備に取り組んでいくのが、今後の課題かと思っておりますし、新庁舎に関しましては、ユニバーサルデザインということで意見等も他の議員さんを含めて大いに出しておりますので、期待できるものだと信じております。

これをもちまして12番 渡邊 美喜子、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子議員の質問は終わります。

次に、10番 古川 幸義議員。

議員（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。

10番 古川 幸義でございます。

通告順により次の質問をいたしますので、関係する各課についての答弁をよろしく願います。

先日、若葉地区隣接地において、9月より大型宿舍建設工事のための基礎工事が開始されると近隣住民の方よりお聞きいたしました。

内容は、工事規模として敷地面積が1万4,948平米、建築面積は5,483平米で、構造は鉄筋コンクリート造・地上6階建て、入居者は150名を超える大規模な宿舍であると、特定に配布された資料に記載されていたようであります。工事期間は、2019年9月から2020年8月であり、工事開始は間近に迫っている状態でした。

そこで、開発行為について次の質問をさせていただきます。

1つ、建設規模に対し、開発許可の許認可は町としてどのように対処されていますか、お伺いいたします。

1つ、申請は開発許可なのか、建築基準法に基づいた建築申請だけなのか、ほかにも法的申請はどのようなものか、また許認可につきまして双方で取り交わした今までの経緯をあわせてお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の建設規模に対し、開発許可の許認可は町としてどのように対処されているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

開発許可の許認可ですが、多度津町は市街化区域等が設定されていない非線引き都市計画区域であり、この区域での開発行為に許可が必要になったのは昭和50年4月1日からであります。現況の建設地は、登記簿によると昭和47年に宅地になっており、造成時には開発許可の必要はありませんでした。

今回の計画では、敷地内での道路等の公共施設の変更による区画の変更や高さ30センチ以上の切り土または盛り土の造成工事等の開発行為に当たる区画提出の変更がなく、造成時のまま建築するということであつたため、開発許可が必要のないときに造成した敷地における建築物の建築であるということで、都市計画法施行規則第60条により都市計画法の規定に適合している証明書を交付し、開発許可は不要として対応をいたしました。また、事前相談時には、周辺住民や関係者に説明をするように指導を行っております。

法的申請につきましては、建築基準法に基づく確認申請及び新設の建築物が香川県福祉のまちづくり条例に規定されている特定施設となるため、特定施設新設届け出が必要となります。

確認申請につきましては、申請者に確認したところ、民間の指定確認検査機関に提出をし、確認済証が発行されているとのことでありました。

特定施設新築等の届け出につきましては、今年の7月に町に届け出が提出されており、これは県の届け出確認による助言、指導となっていることから、県へ送付しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に再質問をさせていただきます。

ただいまいただきました答弁と私自身が事前に調べました資料によりますと、答弁でおっしゃったように開発許可は要らないということを理解しております。しかしながら、建設予定地は都市計画区分として平成16年私ども議員に配られている都市計画マスタープランの中では、住宅専用地として着色されておりました、今の工場については住宅地の中に工場があるという形になっております。これをまた調べてみますと、工場地ですから、平成16年の時点では住宅地になっておりますが、その途中で今までの工場が建っている経過措置として特例措置があったと推測させておるんですが、その辺はいかがでしょうか。

例えば、特例措置として一部準工地域があるという解釈を私は推測しとんですが、いかがなものでしょうか。関係各課の建設課課長のご答弁をお願いしたいと思います。

建設課長（三谷 勝則）

おはようございます。

古川議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のとおり、マスタープラン、これは平成15年に作成しているものでありますが、今回の社員寮が建設される場所は、マスタープランにおいて専用住宅地区として指定をしております。これは、用途と直接関係があるものではございませんが、その当時、建設地以前の場所が、某会社ですが、建設されておりました中で、用途地域として準工業地域として用途を張っておりました。この内容については、今後また今現在マスタープランの見直しを行う中で、またこの区分については検討する内容となってくると思いますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁について再々質問をいたします。

特例措置で住宅地域の中に準工地域が混在しているということですから、それまで去年からした時点から時間がたっております。その間で、多度津町としていわゆる特例措置を行ったわけですから、経過を措置として見る中で、やはり指導するところは指導して

いくと。住宅地でありますから、そこら辺は準工業地域でいろいろな制約がない、ある中で、その部分については特記として本来はするべきであったのじゃないかと思えます。

また、本来ですと高松市・丸亀市にはございますが、本町には指導要綱というものがございませんね。指導要綱というのは、町として指摘や指導があるべきでございますが、本町には指導要綱に準ずるものはあるのでしょうか、お伺いしたいと思えます。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃる特例措置で用途を張ってるということで、それは現況に合わせた形での用途をその当時されたものと考えております。

また、指導要綱について準用するものがあるかということについては、現在多度津町にはそういった指導要綱については作られておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

さらに再質問をさせていただきます。

本来ですと、都市計画上の支障はないことについて、建築基準法第51条のただし書きについてですけど、これは今回多度津町には適用されませんが、特記事項としていろんなことを町からするのが当然だと私は思っております。例えば、建築基準法でも新築の住宅に対して、進入道路がない場合は2項道路というもので建築許可がおりるようになっておりますが、これはあくまでも仮に許認可することでありまして、経過措置を見ながら本来の幅員にするというのが本来の筋道じゃないかと思っております。ですから、時間が経過する上で、そういうところを町が指導していくということが大事かと思えます。これはお答えにならなくて結構です。

もう一つ再質問がございしますが、先ほど私が申しました敷地面積1万4,948平米、建築面積5,483平米で、構造は鉄筋コンクリートが地上6階という建物配置でございしますが、その約1万5,000平米の配置計画の中の広い敷地の中に6階の建物があるということは、その他の空いてる敷地に将来増築する計画があるように思います。例えば、現在6階建ての建物に160名であれば、もう一棟、建てれば320名、もう一棟建てれば500名を超える計画になると思えますが、新規計画等増築申請では、規制が大幅に基準が違います。周辺の地域の住民も内容変化に戸惑いを感じないものではないでしょうか。計画は、1次計画、2次計画と建築計画がよくある事例であります。そこをいかがお考えでしょうか、お伺いしたいと思えます。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の再々質問にお答えをしてみたいと思います。

現在のところ、今、古川議員がおっしゃったようなことはないと思っております。今、私どもが会社側と話をしている、また当該自治会と話をしている中でそういうことは起こ

らないという約束の中で今進んでおりますので、そういう約束事を違えるようなことはないと思っております。

答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

1点目の再質問ではございませんが、要望として述べさせていただきます。

計画の変更に後で増設とか、そういう風なことで周辺住民と企業の間に行政は立たれて、そこら辺の住民の不安とか地域を利用する関係者に対して不安を与えないように、行政として指導の方をよろしくお願いしたいと思っております。

次は、2点目の質問をさせていただきます。

隣接された道路は、町道21号で利用する通行者、車両は数多く、関係先、関係者には十分な説明がされたのでしょうか、お伺いいたします。

小学校の通学路や幼稚園・保育所の送り迎え、高齢者の生活道であり、利用頻度は非常に多く、町は道路管理者としての立場として利用する関係者に報告されたのかお伺いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の町道21号線について、関係先、関係者には十分な説明がされたのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

若葉町地区における民間企業の社員寮の新築に伴う道路を利用する関係先、関係者への説明については、建設事業者である民間企業の責務において、道路を主に利用する地域住民や特に学校等の通学路でもあることから、各関係機関へ事前に説明を実施されているものと考えます。また、建築確認上許可された民間の建築物の建設に関して、道路管理者が事前に道路利用者に対し説明を行うことはありませんが、建設工事等で道路の通行に影響のある道路への損傷や破損が見られた場合は、事業者に対し原形復旧など、道路利用者や周辺地域への影響がないよう指導を行っております。

なお、道路占用等の申請があった場合にも、周辺地域への周知については事業者において行うよう指導をしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問をさせていただきます。

この答弁の中に、利用関係者に対し届け出を行ったという風に答弁をされましたが、私が調査をしました結果、説明は小学校それから幼稚園、町教育委員会へ6月17日に説明され、6月20日には丸亀警察署交通課に説明と工事計画が進んでいたにも拘わらず、今現在保護者の方、関係者には連絡がされていないのも事実であったということが、私自身は疑問に思います。

そこで、教育長にお尋ねいたしますが、保護者に連絡等で周知されなかったことに対して、新学期が始まる9月2日現在で保護者に連絡がございませんでした。それに対し

て、6月17日からかなりの時間が経っていたと思います。これは、なぜ連絡がされなかったのか、あえて言えば情報が拡散して工事の進捗に弊害があるとかそういう懸念があったと、そういう意図的なことがあったのではないのでしょうか。また、道路交通量、車両の対向の際に幅員が足りているかなどの検討は既にされていると思いますが、結果はどうあったかお伺いいたします。

これは建設課の方に再質問、答弁よろしくお願ひいたします。

教育長（田尾 勝）

古川 幸義議員の再質問にお答えします。

先ほどの企業の寮の設置に関わる工事が始まるということで私がお聞きしたのは、昨年度の6月6日に概要としてこういうことをやるんだというお話は聞きました。そのときには本当に概要で、いつどうなるかというのはまだ決定されていないということで、具体的なことは、さらに始まる前にお知らせしますということでした。その際にも、当然通学路になっておりますので、交通の安全等については配慮願ひますということはお話しさせていただきました。その後、通学路となっている学校等については、どのような工事がどうされて、どのような対処をしていただけるのかということも含めて学校の方にはお話ししております。だから、今回9月の時点での事前の段階では、会社の方から学校の方に再度行ってお話ししておると思いますので、今お聞きしますと、学校の方から子供の方には周知しておると思うんですけども、保護者の方に周知ができていなかったということがうかがえるわけですけども、これは再度確認しなければ分からないと思います。ただ、PTAの会長さんとかそういう方には、きちんと私の方からもお話しさせていただきました。

また、会社の方では、あそこが通学路になっておりますので、子供の通学の安全についてはこういうことをきちんとして通学の安全を守りますというお話もいただきました。そのことについても所要の学校関係者にもお話ししたところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問にお答えいたします。

建設工事における道路幅員等についてのご質問についてであります。現況21号線の道路において、今回の建設工事において支障があるものとは考えておりません。

建設現場からの出入り口につきましては、建設側の用地を使って出入りを工夫していただくように考えておりますので、その部分については建設事業者において対応していただくようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問でございます。

教育長がお答えになられましたが、教育長は、私も朝7時までには児童の立哨をしております。

ます。今回9月からは、その建設予定地を通過して豊原小学校の正門まで行って、一応どのような状況になっているかというのを確認をしております。教育長も毎朝町へ出勤されるまで、その経路として通られていますので、そこら辺の状況はご存じだと思いますので、これは再質問ではございません。要望ですので。そういうところで保護者に対しての連絡ということは今後徹底していただきたいと思っております。

それから、関連ですが、私が6月17日に教育委員会と学校と幼稚園に報告されたとありまして、同じく町道20号線、その通学路の中で保育所がすぐ近くにありまして、保育所の保護者の方はその道を通って児童の送り迎えをしております。これは、学校関係で教育課の方は関連ではございませんが、町としては保育というもので町は保育所に民間に対して付託しております。ですから、これは同じで、保護者に関してはその区別はございません。

それで、保育所の方への連絡は、私が8月30日に保育所の方にもうすぐ工事が始まっておりまして、準備作業がされておりますから、保護者の方の連絡はどういう風にされておりますかと言うたら、所長は全然聞いておりませんと。これは、健康福祉課長の担当でございますが、6月17日の時点ではそのような関連として報告はなかったのでしょうか。また、今回の8月30日は連絡も受けてないということでしたから、健康福祉課長の方と保育所の方との間で連絡協議はどのようになったのでしょうか、お伺いしたいと思います。

健康福祉課長（富木田 笑子）

古川議員の再質問にお答えいたします。

健康福祉課といたしましては、6月の時点では存じ上げておりません。保護者会の保護者の方から直接窓口の方に、そういう工事が始まるということで不安に感じているというご心配の声が寄せられたことが、日付は覚えておりませんが、つい最近あったように聞いております。その後、健康福祉課として直接企業の方にお話しすることはできませんので、窓口であります建設課であったり、教育課の方から、保育所の方も心配しているということをお伝えいただくようお願いはいたしました。

今後は、保育所の方とは保育所長会を毎月開催しておりますし、常々連絡しておりますので、今後安全の確保についても連携を密にして情報共有をしながら図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これ同じ関連ですから、教育課の方で連絡を受けた時点でそういう情報は保護者の関連がございますので、できましたら関連は違うんですけど、町としての責任は十分でございますので、保護者への連絡をできやすいようにそこら辺の通告はしていただきたいと思っております。これは要望でございます。

もう一つ、この質問に対しての関連の質問がございます。

これは町道20号線というところは、保育所、幼稚園、小学校がございまして、その学校、その施設の半径500メートルは自治体の方で交通安全業務計画をつくって、その中でスクールゾーンとして場所の規制や方法をとっております。これは、丸亀警察署と道路管理者が協議して定めることになっておりますが、今回の中でスクールゾーンとしての考えをどうお考えになっているか、これは総務課長ですね。よろしかったら質問を承りたいと思います。

総務課長（岡部 登）

ただいまの古川議員の再質問にお答えいたします。

交通安全に関しましては、今、建設課なり所管課それぞれが申しましたように万全の態勢をしておるとしておりますので、変更はございません。

以上でございます。

議員（古川 幸義）

今の再質問はいたしません。

次の3番目の質問で関連がございますので、3点目の質問に入らせていただきます。

3点目の質問です。

工事途中や完成後、町道21号は現状でよいのか、対策はどうするのかお伺いいたします。

1つ、現状の幅員では5.6メートルから7メートルで、最大の箇所は8.8メートルであります。各仮設物のために約60センチほど少なくなっております。実質は有効幅員が5メートルを切った場所が多く、交通に支障がないのかお伺いいたします。

もう一つは、3年後は庁舎も完成されるため、町道20号、町道21号、49号の道路利用者は増加されると思われませんが、道路計画はどのような計画なのかお伺いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の工事途中や完成後、町道21号線は現状でよいのか、対策はどうするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町道21号線の道路については、大きな事故や交通渋滞等の現状もなく、道路構造上の幅員についても道路交通に支障がある状況にあるとは考えておりません。また、町としては、現在のところ道路拡幅、改良等の計画もございません。しかしながら、古川議員のご指摘のとおり、今後若葉町地区の社員寮の完成や新庁舎完成に伴い、周辺の町道については交通の流れの変化や交通量の増加が考えられます。町としては、地域に適した個々の道路について道路の特性や地域のニーズ、種々の制約を勘案し、地域にとって安心・安全な道路空間とすることが重要と考え、道路状況の変化に合わせ、道路構造や交通安全等の検討を進めていきたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問をさせていただきます。

道路構造上の幅員についても、道路交通にも支障がある状況とは考えておりませんというただいまの答弁でございましたが、現状は6メートルを切る幅員で車の対向はできませんし、通学路の縁に塗っているグリーンベルトというんでしょうか、その狭いところを今現在児童が通行しているところがございます。その横を大きな車両が通過する際には、児童は危険を感じている場合が多く、最近のニュースにもありますが、児童、幼児の列に車が突っ込み、痛々しい事故が多発しております。交通量の多い点もそのような危険性がございますが、そういう意味でのご答弁なのでしょうか。拡幅は一切計画にないという方針でしょうか、お伺いいたします。

これに関連しまして、このような記事が載っておりました。

相次ぐ子供の犠牲の事故、安全対策進むも残る課題がある。園児や小学生などの子供の列に車が突っ込み、複数の被害者が出る事故は全国で後を絶たない。国などは通学路を中心に対策を進めているが、各市町の事故現場では危険を想定しにくい場所でありながら、道路にガードレールを設置することは非常に難しく、子供をいかに守るかはこれからの重大な課題だ。特に車の通り道とされている幅の狭い道路では、安全確保は課題となり、警察庁などはこうした生活道路の最高速度を30キロに制限するゾーン30などを推進しております。

このように町道の20号線は6メートルを切るところが大変多い道路でございます。また、町道21号、これは自動車学校から立体交差までの間ですが、時速50キロに速度制限がされております。幅員は今現在道路が拡幅されておりますから、かなりの幅員でございますから、この20号線から21号線の分岐をしたところですぐに今度新設の寮ができます。ですから、車の速度を50から30キロっていうのは非常に難しいところではありますので、町としては何か工夫した施策をとらなければならないと感じております。

そこで、できましたら答弁の方をよろしくお伺いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の再質問にお答えいたします。

今回の該当する町道につきましては、交通量等の観点から道路構造上には小型道路、歩車共存道路と申しまして、自動車と歩行者が同等の道路を使うというそういった構造になっております。その中で、現在の幅員が狭いのではないかという懸念でございますが、道路構造上この幅員については条件を満たしているものと考えており、今後議員さんご指摘されております交通安全の問題については、現状を確認しながら検討し、交通安全に特に通学路であるということから児童等の交通安全に努めていきたいと考えております。ご理解いただきますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

4点目の質問でございます。

隣接する関係先と宿舍建設に関して諸問題が発生した場合、未然に地域や地区との協定は町としてどうされているのかお伺いいたしますという質問ではございますが、あと5

分しかございませんので、この答弁は結構でございます。ぜひとも、これは確約書なり企業が甲であり、行政が乙で、また関係の住民が丙であって、何か事故があったときには3者が、住民が直接企業の方へ行くのではなく、緩衝材として町がその解決に臨んでいただきたいと思えます。

あと4分ありますので、私の今回の所感を述べさせていただきます。

今回の事業と同じような事例がございまして、平成23年大型宿舍建設では、覚書として3者間として甲が施主の企業、乙が隣接住民代表、丙が多度津町長として覚書が交わされ、10年近くたった今でも約束やルールが守られております。不具合があった場合も宿舍代表者が即座に対応に当たられて、約束は今でも守られております。地元の住民も、そこに住む住民もお互いのルールにより安心した生活が行われております。このような約束は、業者、住民、行政と双方の距離を保ち、相互関係が構築されてなければならぬと思えます。図形でいえば正三角形のベクトルが必要であると思っております。間違っても底辺の狭い二等辺三角形になってはならないと強く肝に銘じ、今回の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩に入りたいと思えます。

再開を10時40分にしたいと思えます。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

議長（村井 勉）

休憩前に続きまして一般質問を続けます。

次に、5番 中野 一郎君。

議員（中野 一郎）

5番 中野一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問いたします。

まず、3月議会の一般質問の進捗状況についてということでは2つほど質問させていただきます。それから2番目に、大手造船株式会社社員寮の新築工事に係る課題について、3つ目が予算の執行管理の適正化について、以上3点について質問させていただきます。

まず、1番目の3月議会の一般質問の進捗状況についての1番目で、多度津町の農水産物を活用した商品開発事業のその後の進展についてということでは、

多度津町は、海、山、農地に恵まれて、様々な農水産物が生産されています。しかし、生産者の担い手不足が深刻な状況にあります。これは、農業者、漁業者の高齢化だけで

はなく所得が増えていないことも一つの原因として考えられます。

農業者、漁業者の所得増加のための方策について、国、県、JAがいろいろな振興方策等を策定しています。例えば、JAでは農業所得増大・地域活性化応援プログラムの活用による県域企画応援事業を行っています。

このような中、多度津町では町内で生産される農水産物を活用して商品開発を行い、販売することにより所得増加を図ることができるのではないのでしょうか。

3月の一般質問において、多度津町の農水産物を活用した商品開発事業について質問した際に、多度津高校におけるカキのアヒージョのレシピを作り、多度津町の補助金を活用して行ったとの回答がありました。これは、まさに産官学の連携と言えます。農水省が進めている、農業・食品産業の成長産業化に向け、農林水産業・食品産業に他の分野のアイデアや技術を導入して、新たな商品化に結びつけるための産官学の連携にまさに適合しています。

先日、あるデパートの贈答品のカタログの中に、食の未来を担う高校生たちの企画ってというのが数多く商品化されて、人気を博しているとの記載がありました。多度津町でもふるさと納税の返礼品となるような商品化に結びつけば良いと思います。

一方で、多度津町の白方カキは既に商品登録がなされて、ある程度認知され、ブランドとして確立されていると感じていますが、現状として年間を通じて食されている状況にはないと思います。また、白方地区を中心としたオリーブの生産やオリーブオイルについては、オリーブの販売だけでなく、その活用方法やその商品開発も必要になってくるのではないかと感じています。まだまだ、そこには多くの課題があると思います。

そこで、次の3点についてお伺いします。

まず、1番目として、多度津町産の農水産物を活用した商品開発事業補助金を活用して作った多度津高校のカキのアヒージョのレシピの活用方法は、その後どう進展しているかお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の多度津町産農水産物を活用した商品開発事業補助金を活用して作成した多度津高校のカキのアヒージョのレシピの活用方法はどのようになっているのかについて答弁させていただきます。

多度津高校のレシピ作りは、3月の一般質問でもお答えいたしましたとおり、県内のレストラン調理長からの助言を受けながら同校の施設内において取りまとめを行いました。その後、中国四国農政局香川支局長に同校の事業紹介を行い、同支局とともに商品化に向けた協議を重ね、6月24日に同支局職員と町職員が三豊市仁尾町にある海産物加工事業者を訪問し、カキのアヒージョのレシピ作りに至った経緯及び商品化に向けた取り組み等について説明を行いました。また、白方漁業協同組合及びオリーブオイル製造会社と商品化に向けた意見交換を行いました。この結果、同事業者が高校生の企画したカキのアヒージョの取り組みに興味を持ち、商品化に向けて協議を行っていくことにな

りました。今後も産官学での町産農水産物を活用した商品開発の企画、研究を行い、農業者及び漁業者の所得向上に役立ててまいりたいという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問ですが、今の答弁の中で中四国農政局長と協議を重ねたとありますが、農政局が関わった経過とか経緯を教えてくださいと思います。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

中国四国農政局香川支局とは常日頃から情報交換を行っておりますが、本年1月に国の新年度予算の説明を行うために、同支局長ほか3名の職員が来庁されました。その際に、多度津高校の取り組みについて私の方から説明を行ったところ、産官学の取り組みに興味を持ち、同支局より商品化に向けて協力をいただけるということになりました。その後、複数回の打ち合わせを行う中で三豊市仁尾町の海産物加工事業者の紹介があり、同支局ほか3名と産業課職員2名で同事業所を訪問し、商品化に向けての協議を行う運びとなりました。

また、白方漁協及び町内のオリーブオイル製造会社並びに多度津高校へも農政局の職員と同行し、商品化に向けた情報提供や国の動向等の説明などを行うなど、生産者と事業者のマッチングを町とともに行いました。

今後も同支局とも情報共有を図り、さらなる商品開発を目指したいという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今のことでもう一つ再質問させていただきます。

今の答弁の中で、再質問の前の答弁ですね。商品化に向けて協議を行っていくことになりましたと回答されましたけど、その商品化の見込み時期とか、いつ頃商品化になるかっていうことが分かっていたら教えてくださいと思います。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の再質問に答弁させていただきます。

商品化に向けた試作は、今年の11月頃に行うと伺っております。商品の製造につきましては、白方漁協にお伺いするとカキの生産が本格化するのには1月から3月にかけてだという風にお伺いしておりますので、そのあたりからの開始になるのではないかという風に考えております。しかしながら、当該加工事業者は、現在高校3年生の生徒が進学または就職するまでには製品化してあげたいなという風に考えているという風にお伺いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

同じ項目のもう一つ目の質問で、多度津町産のオリーブを活用した商品開発は行っているかお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の町内産のオリーブを活用した商品開発は行っているのかについて答弁させていただきます。

町内のオリーブオイル製造会社に確認したところ、新たに化粧品事業としてクレンジングオイル、洗顔石けんの商品開発を行い、販売を開始しておられるそうでございます。

一方、食品としては、オリーブの佃煮を開発し、販売を開始されておられるそうでございます。また、新たな食品加工品も企画、検討されているそうでございます。

なお、先ほど答弁いたしましたカキのアヒージョにも町内産のオリーブオイルが使用されることになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

同じ質問の3つ目ですが、多度津高校でさらなるレシピ作りっていうものが計画されているかについてお伺いします。

産業課長（谷口 賢司）

中野議員の多度津高校でさらなるレシピ作りは計画されているのかについて答弁させていただきます。

同高校では、今年の夏ごろより町内産のミニトマトを活用した商品開発を行いたいと考え、栽培農家の好意によりミニトマト、中玉トマトの無償提供を受け、試作を行ったとのことでございます。今年度は、その結果をもとにミニトマト等を活用した商品開発レシピを作成したいと考えておられるようでございます。また、イチジクを活用した商品開発もあわせて考えておられるようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

多度津高校では、今質問、答弁いただいた以外にもその特色を生かしたおもしろい取り組みを実施されています。7月20日の四国新聞の中で、多度津高校の海洋生産科・食品科学コースの生徒がハマチを三枚におろした後の中骨が食べられるように柔らかくして照り焼き風に仕上げたレトルト食品を開発したそうです。また、既にハマチの身に加えて骨も食べられるレトルト食品の「骨まで愛して 多高のハマちゃん」っていうのを開発して、県内のスーパーで販売されているそうです。

このように多度津高校が開発した商品が、提携したスーパーの販路を活用して市場に既に流通しています。多度津高校との連携を図れば、多度津町の農水産物を活用した商品開発はさらに大きく広がるのではないかと期待しています。

今後もこの産官学の連携による活発な事業を検討していただくことを要望いたします。

次に、同じく3月議会一般質問の進捗状況の2つ目です。

外国人児童受け入れのモデル事業の成果、現状及び課題についてということで、3月議会で外国人、特に子供の日本語を学ぶ機会の提供について質問したときに、教育委員会では管内の小・中学校と連携して、日本語の習得が十分ではなく、学校生活等において支援が必要と見込まれる外国人の児童・生徒の把握に努めていますと。特に、日本語指導のニーズがある児童・生徒に対して、様々な支援策を行っています。内容はここでは省略します。との回答がありました。

また、支援策については、官と官、官と民で連携して、日本語を学ぶ機会の提供に努めているところで、引き続きその事業を活用しつつ関係先とも協議をしながら、新たな支援策についても検討していきたいと回答をいただきました。

そのような中で、この6月15日の四国新聞に外国人児童受け入れのモデル事業を多度津町で行う旨の記事が掲載されていました。日本語指導が必要な外国人児童向けの教室を開く丸亀市を参考に、本年度、多度津小学校でモデル事業を行うと。読み書きや日常会話を二、三カ月で習得し、円滑な学校生活のスタートに繋がると記載がありました。

そこで、この外国人児童受け入れのモデル事業の成果、現状及び課題についてお伺いします。

教育長（田尾 勝）

中野議員の外国人児童受け入れのモデル事業の成果、現状及び課題についてのご質問に答弁させていただきます。

最初に、外国人児童受け入れモデル事業の概要について答弁させていただきます。

事業の名称は、外国人児童・生徒初期支援調査研究事業です。香川県教育委員会の委託事業として本年度より実施しております。

実施の場所は、議員ご指摘のとおり日本語指導が必要な児童が多数在籍している多度津小学校を研究推進校として実施しています。内容は、通常の学級に在籍する日本語の能力が十分でない外国人児童・生徒に対し、初歩的な日本語学習を行う教室の実施や学校生活への適応支援を行うものです。

現在、スタッフとしては、コーディネーター役の日本語指導担当教諭1名、それを支える教諭1名、そして特別非常勤講師1名です。6月の時点で3名の児童が在籍し、週13時間程度は当該教室で学んでいます。それ以外の時間は通常の学級で学んでいます。成果ですが、日本語を全然話せない児童2名が急遽6月に転入学しましたが、この教室のおかげで選課の教諭がつき、個別に近い形で実態に合った教材が用意されているため、3カ月ほどで教室でいつも使う言葉が大体わかる、平仮名を日本語で発音できるなどの成果が見られるようになっていきます。この成果は、学級担任はもちろんのこと学校全体で外国にルーツを持つ児童・生徒に対し、よく理解し、温かく関わろうとする学校の風土が培われていることも背景にあるように思います。

実践する中で幾つかの課題も生じています。多度津小学校以外の校区に在籍することに

なった場合、スタッフと施設のある拠点校の多度津小学校に通学することになります。そのことで通学に困難であるという状況も生まれてきます。また、多様な言語を使う児童・生徒がいるために、日本語指導教員とは別に通訳のできるスタッフを用意することが必要になります。また、指導法の工夫、教室環境の設定の工夫、色々な課題が生じています。また、突如な転入もあり、対応に準備が十分でないことも大きな課題となっています。

これも議員ご指摘のとおり、学校以外ではアイパル香川や多度津日本語交流の会「たにこ」が定期的に行っている日本語交流の場があるため、所属の小・中学校のニーズのある児童・生徒とその保護者に対して、これらの場を紹介して実際家族で参加するなど、不安感を払拭しておられるようです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

これからの時代における外国人との共生社会を実現するためには、外国人の子供の日本語教育の課題を現場の目線で深掘りした上で、必要な施策を充実させていくことが必要だと思います。

また、今の答弁でした内容でいうと、簡単に解決しない難しい課題も多々あると思います。大変ですけども、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

次、2つ目の質問に移ります。

大手造船株式会社社員寮新築工事に係る課題についてで、大手造船株式会社が旧四国計測跡地に鉄筋コンクリート地上6階建て、高さ19.5メートルの独身寮154室の工事を令和元年8月20日から令和2年8月31日の工事期間で着工しています。

この工事に当たり、事前に若葉町には自治会長宛てに文書通知がなされ自治会に説明会が行われ、町長もその場に出席されています。そして、自治会の要望や大手造船株式会社の回答が行われ、自治会が了解し、工事着工に至っています。このことについて、次の2点についてお伺ひします。

まず1点目、多度津町には現在、丸亀市ほか市町村に制定されているような中高層建築物の建築に関する条例がありません。中高層建築物の建築は、周辺の住環境や景観に非常に大きな影響を与えます。そのため、建築主と近隣住民双方が十分に話し合いをする機会を持つことによって、相互理解を深め、良好な近隣関係を保って、地域における安全で快適な生活環境の保全及び形成を図っていくことが必要です。そのためには明確な基準が必要です。基準となる条例がないと、後で住民とのトラブルが発生する恐れがあります。

条例の制定の可否及び今後若葉町以外で申し出があった自治会等への説明が必要と思われませんが、町長の考えをお伺ひします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の大手造船株式会社社員寮新築工事に係る課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、議員ご質問に丸亀市が中高層建築物の建築に関する条例を策定しているとのこととございましたので、県下の条例等制定状況について調査をいたしました。現在、丸亀市と高松市の2市において条例または要綱という形で制定をされておりました。なお、丸亀市で制定されている条例につきましては、中高層建築物を建築する際に近隣住民の方々に対し、建築計画を記載した標識を設置しての事前周知、また説明会の開催等の必要な事項を定め、良好な近隣住民関係及び景観の保持、地域における健全な生活環境の維持向上に資することを目的に制定をされている条例であります。

本町の状況といたしましては、中野議員ご指摘のとおり中高層建築物の建築に際し、建築主と近隣住民との相互理解のための行為について、その対象とする建築物の規模や近隣住民の範囲など具体的に定義をし、説明会等の開催を定めた条例等は制定はしていません。

現在の対応といたしましては、土地の宅地造成に伴う開発許可や道路占用許可等の工事に伴う事前相談や申請自認、その許可等の協議や各種法令等に基づく指導とあわせて近隣住民とのトラブルがないように事前に地元住民等への説明の実施を建築主等の申請者に対して助言をしているところでございます。

今回の社員寮新築工事につきましても、開発許可等の申請について事前相談で来庁された際に、近隣住民との争いごとが起こらないよう事前周知の実施や前面道路が通学路である旨を伝え、学校等への説明を助言したところでございます。

窓口での対応時には、説明等の周知範囲等を具体的に示しているわけではないため、周知された範囲や内容について把握できていないのが現状であります。今後の条例等の制定、その必要性につきましては、近隣市町の状況を確認し、建築主と近隣住民との紛争未然防止や健全な生活環境の維持向上に向けて条例の制定も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

2つ目の質問で、大手造船株式会社の社員寮に入る人は外国人も想定されます。外国人との共生は大切なことです。近年、企業の社会的責任、CSRとも言います、の一部として、外国人労働者の問題も取り上げられるようになっていきます。外国人が多く住んでいる地域では、生活習慣の違いからトラブルも発生していると聞きます。こうした問題の解決に企業も貢献することが求められます。また、入寮者のごみの出し方や夜間の騒音等、地域住民への迷惑行為や、交通違反などの話も聞きます。寮の安全管理体制、騒音、マナー等の入寮者への教育が企業として必要とされると思います。

以上のようなことを企業に対して要請し、住民の安全・安心を守ることも多度津町の役目ではないでしょうか。町の考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員ご質問の外国人労働者のマナー等の教育についての答弁をさせていただきます。

本町では、新たな財源を生み出す施策として企業誘致を初めとした産業振興を推進しております。企業が町内へ進出してくれますと、当然社員の方も町内に住んでもらうことができます。そのことによって固定資産税や町民税等が増えることとなります。また、社員寮の建設になれば1カ所に多くの方が住んでくれることとなりますので、当然地域住民との話し合いが必要であります。幾度となく話し合いを重ねることで理解が深まり、お互いに助け合って快適に生活できる環境づくりを構築していくことが双方にとって大切だと考えております。そのためにも町行政が接着剤となることは必要だと考えております。私も会社側と自治会側からの要請で最初の話し合いの場に参加させていただき、住民皆様が快適な暮らしができるように様々なご要望をお聞きをし、それに応える形で会社側も真摯に対応していただき、住民側も会社側も納得していただいたように思います。また、これから出てくるであろう課題に対しましても、双方で納得できるよう対処するとの取り決めがなされました。

今回の社員寮は、外国人従業員の入居予定がない物件であることには間違いありませんが、入居させない旨の確約書面につきましては、外国人従業員の人権の観点から問題があると考えますので、作成できないとの説明が会社側からありました。また、当該社員寮に関しましては、管理体制、出入り口、通勤方法、ごみ置き場や回収方法、騒音、マナー等につきまして、日中は管理人を配置し、夜間及び休日は民間警備員を常駐させるなど、原則24時間の管理体制をとり、監視カメラも設置するそうであります。このような厳格な入寮体制を定め、入寮者の教育を徹底するとのことでございました。町行政としましても、地域住民の皆様と企業がお互い共存共栄できますよう、これからも努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。ありがとうございます。

地域住民が不安がなく、安全・安心に暮らしていけるような配慮を今後も町の方に要望します。ありがとうございます。

それでは、最後の質問の予算の執行管理の適正化についてということで、平成30年度特別会計公共下水道決算において、赤字決算を免れるために翌年度の歳入を繰り上げて充てることになりました。繰上充用と言いますが、これは令和元年度の補正予算で21万7,000円を追加しました。しかし、結果的には5月末までの歳入があり、繰上充用は行う必要がありませんでした。

予算に予算編成方針があるように、予算の執行にも予算執行方針があり、年度当初、各課に通達されます。しかし、多度津町では、多度津町予算規則第11条、総務課長は、予

算の適正かつ厳正な執行を確保するために、町長の命を受けて、予算の成立後速やかに予算の執行計画を定めるに当たって留意すべき事項、以下執行方針を課長等に通知するものとする。ただし、特に執行方針を示す必要がないと認めたときはこの限りではないの部分を受けて執行方針を示していません。

基本的には地財法第4条1項の地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最小の限度をこえて、これを支出してはならないと同条2項地方公共団体の収入は、適切かつ厳正に、これを確保しなければならないを本来は徹底するものです。

その中で最も重要なのは、予算編成時と大きな見込み違いがあったときは、遅滞なく総務課と協議することです。総務課に情報が入らなければタイムリーに次の手を打つことができません。つまり、総務課に情報を入れる方法とは、各課での前年の差異分析等検討の必要があるということです。これを行わなければ、また、今回のようなことが繰り返されます。予算管理の適正化について考えをお伺いします。

総務課長（岡部 登）

中野議員の予算執行管理の適正化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、当初予算編成時の査定において、歳入の状況及び歳出の執行時期や事業内容等の確認を行い、予算の執行計画について各所管課と財政担当課の間で情報共有を図っております。また、予算編成方針におきましても一般会計、特別会計に関わらず全ての会計に対し、歳出の抑制や積極的な歳入の確保を行い、適切な事業運営を図るよう通知しておりますので、特段の執行方針は示しておりません。

本来、当初予算だけで年度内の全ての歳入歳出予算を網羅し、編成することが望ましいのですが、編成後に何らかの事情が生じた場合には、歳入歳出の現状と予算を一致させなければなりません。そのため、議員おっしゃるとおり執行状況を把握し、過年度の状況とも比較検討を行った上で見込み額を精査し、現在の予算額との間に大きな差異が判明すれば原因を特定した上で見込み額を遅滞なく予算に反映させる必要があります。特に、歳入予算におきましては、歳入の範囲内でのみ歳出の執行が可能であるということから、減額が見込まれる場合は早急に予算の補正を行い、歳出を抑制することで歳入歳出予算の均衡を図らなければなりません。

現在の電算システムでは、各所管課及び財政担当課において現時点での執行状況の確認や前年度との比較ができるようになっております。そのため、予算の執行状況につきましては、各所管課において適宜分析を行っているものと考えておりましたが、ご指摘の状況を招いたこともあり、補正予算の提出依頼時に予算執行状況等を確認し、精査した見込み額を予算に反映させる、このことについて各所管課に再度周知徹底を図るとともに、我々財政担当課におきましても予算執行状況を注視し、特に収入状況につきましては大きく差異がある場合は補正を促すなど、より予算執行管理の適正化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

今、答弁いただきましたように各部署への周知徹底を図っていただき、今後こういうことが発生しないようお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎議員の質問は終わります。

次に、9番 小川 保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。9番 小川 保でございます。

本日は、2020年の教育改革についてと放課後児童クラブの現状と方向性について、この2点について質問をさせていただきます。

質問に入る前に、先ほど中野 一郎議員の一般質問を聞かせていただいておったんですが、その中で外国人児童に対する教育の難しさ、あるいは着実に準備を進められていると、特に多度津小学校を指定校としてやられておるということは非常に大切なことで、実は昨日、多度津小学校の授業参観等々がありまして、教育長もちろん出席されておりました。私も拝見させていただいておったんですが、教室の中で担当の先生がその児童のそばに寄り添って授業の中で進められておるということを目の当たりにしまして、非常に素晴らしいことやなという風に感心をさせていただきました。本当にご苦労さまなことです。ありがとうございました。

まず1点目、2020年の教育改革についてであります。

大正時代の新教育運動において、与謝野晶子、坂口安吾などの文化人・芸術家を中心とした教師達が目指した理想教育、大正デモクラシーと言われたあの時代から、実に100年後の現在、2020年度の教育改革が世界の潮流に合わせて、大きく舵を切ろうとしております。新学習指導要領への移行により、小学校の児童にも導入する教科担任制など、一部2018年度から移行措置がスタートしました。それらの詳細は、一般的にはそれほど知らされてはおりません。今後、家庭でできる事柄なども合わせて、自発的学習を促すアクティブ・ラーニングなど、改めてそれらの内容と今後の経年措置などについてご教示いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

小川議員の新学習指導要領実施に向けての経年措置についてのご質問に答弁させていただきます。

学習指導要領は、文部科学省が定めている教育課程の基準のことで、小・中・高校それぞれ教科ごとの学習目標や内容が定められています。10年ごとに改定され、今回が戦後8度目となります。

今回の学習指導要領を策定にするに当たっては、2014年11月に文部科学省より諮問を受けた中央教育審議会が検討、審議し、2016年に答申しました。答申には、近年顕著とな

っているのは、知識、情報、技術をめぐる変化の速さが加速的になり、情報化やグローバル化といった社会変化が人間の予測を超えて進展するようになっている。子供たち一人一人が予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の作り手となっていけるようにすることが重要だと指摘しております。

それを受けて2017年度学習指導要領の改訂版が出され、幼稚園は2018年度全面実施、小・中学校は2018年度より移行期間に入り、2020年には小学校全面実施、2021年度には中学校全面実施となります。さらに2022年には高校1年生から年次進行で実施されることとなります。大学入試は、2020年度に大学入試センター試験が大学入学共通テストに変わります。今後、数年間は改革の具体策を実行していく、そうした段階になります。学習指導要領の改訂に伴い、教科用図書が民間会社の手で編集、作成され、国の検定を受けて、複数の教科書の中からどれを扱うかという採択をして子供たちの手に届くことになり、児童・生徒、保護者の皆様にも教育内容の具体像が明確になります。本年度は小学校教科用図書の採択、次年度の2020年度には、小学校では今回の学習指導要領に則った新しい教科書を使用した学習が始まることとなります。

今回の改定のポイントは、社会に開かれた学習過程の実現で、その中で言語活動の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、情報活用能力の育成、そして現代的諸課題への対応です。

円滑な実施に向けて、徐々に新しい学習指導要領の内容を取り入れていく移行措置については、2018年度から小学校は2年間、中学校は3年間が移行措置となっています。その間、本町では小学校の外国語活動を充実させ、教科の外国語を先行実施しております。また、現在では学級担任制をとっていますが、全ての教科を担当が教えるのではなく、音楽、体育、書写、家庭科などの教科については教科専科の教師が授業を実施している場合があります。さらに教科としての外国語の実施、プログラミングの必修化など、小学校でも専門的な指導による教育の質が求められており、教科担任制の拡大の有無は小学校教育における一つの大きな課題だと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

新学習指導要領では、何を学ぶか、何ができるようになるかとともにどのように学ぶかという指針が明示されており、それがアクティブ・ラーニングというもので、学び方そのものに注目したところが大きなポイントだと思います。

文部科学省は、アクティブ・ラーニングを主体的・対話的で深い学びという風に改題しております。主体的な学びとは、学ぶことに興味関心を持ち、見通しを持って粘り強く取り組み、学習活動を振り返りつつ次に繋げていくと。対話的な学びとは、教師が一方的に教えるだけではなく、生徒が先生や他の生徒、あるいは地域の人たちなどとの対

話や協働などを通じて理解を深め、思考力を高めていくと。そして、深い学びは、習得、活用、発見という学びの過程の中で、問題を見出して解決策を考えたり、思いや考えをもとに創造したりする力を養うことだと、こういう風に説明されております。

アクティブ・ラーニング本家のアメリカで行われているのは、反転授業とって、最初に先生が授業のVTRを作り、学生たちはあらかじめ家でそれを見てから学校の授業に臨みます。従来の授業を受けてから復習をするという勉強方法を、文字どおり反転させているわけでありまして。先生の話を受け身で聞くだけではなかなか身につけません。自ら発言することで自分の中に定着するのです。これからは、授業にそういう要素を取り入れていかないと新しい時代に対応する能力を育むことは難しいということが今回の改革の背景にあるようです。

考え方は大体理解できますが、実際の教育現場での教育の仕方がどのように変わるのかが見えません。よく分かりませんので、教えていただきたいなと思います。よろしくお願ひします。

教育長（田尾 勝）

小川議員のアクティブ・ラーニングによって教育現場の教育がどのように変わるのかについてのご質問に答弁させていただきます。

議員ご指摘の反転授業では、持っている知識をどのように生かすかに焦点が当てられ、教室での児童・生徒が教師との関わりによって学習意欲、コミュニケーション能力を養うことができるという成果が見られているようです。しかし、課題として各家庭にIT環境が整備されていることが必要です。また、家庭での意欲化を図るフォローも不可欠のように思います。原理は、これまでの予習のあり方と学習のあり方を捉え直すことでアクティブ・ラーニングを促進しようとするものです。

また、継続的な研究も大切です。主体的・対話的、深い学びについては、これまでも地道に取り組まれた学校での実践もあり、その蓄積から考えることも大切だと思います。深い学びについては、通常行われている言語活動、観察、実験、問題解決的な学習などの質を高め、教科等で学習した見方、考え方を児童・生徒が家庭、社会で自在に働かせるようにすることこそが必要だと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

先ほどの教育長の答弁の中で、課題として各家庭にIT環境が整備されていることが必要であると、また家庭での意欲化を図るフォローも不可欠であるという回答がございましたが、ちょっと分かりづらかったのは、恐らく家庭との接点が一番多いのは学校側かなという風に思っております。家庭に対して色々PR等々をしていかないかんのではないかなと思いますが、そこらあたりの準備は着実に進んでおるかということについてご質問をさせていただきたいと思ひます。質問状にはあらかじめはありませんでしたが、

そこらあたりの活動はどうなっておるのかなと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

教育長（田尾 勝）

今回の学習指導要領の改訂に当たっては、家庭また社会に開かれている教育課程を作るということが大上段に構えておりますので、議員ご指摘のとおり家庭と学校、社会が本当に繋がっておくということが大事だと考えております。特に、低年の小学校段階とか幼稚園段階とかという学年が低い段階の児童及び園児に対しては、特に家庭との連携が必要だと思います。そして、家庭との連携を図るためには、学校による家庭への働き方、また家庭への教育力を引き出すということが今回の学習指導要領の改訂の中でも大事な要素になってくるのではないかなという風に思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

突然の質問で誠に申しわけございません。

次の質問ですが、教育現場では大きな改変になると思います。理念では分かっているも、実際に実行するとなったら大変なことではないかなと。この改変が効果のあるものになるためには、教職員の働き方改革も着実に進めつつ、教育改革に準拠した教職員の十分な準備が必要ではないかと思ひます。いかがでしょうか。

教育長（田尾 勝）

教育改革が効果のあるものになるためには、教職員の働き方改革を含めて教職員の資質向上を含めた準備が必要ではないかというような質問に答弁させていただきます。

アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、カリキュラム・マネジメント、外国語、道徳の教科化、ICT環境の充実、特別支援教育など新たな課題への対応、そしてチーム学校の実現など課題は山積しているように思ひます。

これまで成果を上げてきた我が国の学校教育を維持向上させるためには、学校における働き方改革は急務です。そのためには、地域と学校との連携、協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の学びそのものをアクティブにすることが大切です。そのバックボーン考え方であるより良い学校教育を通じて、より良い社会を作るという目標を学校と社会が共有し、連携、協働しながら新しい時代に求められている資質、能力を子供たちに育むという今回の学習指導要領の大切な考え方を家庭、社会、学校が共有化して再認識する必要が大切だと思います。そのことが働き方改革にも繋がるように思ひます。

専門スタッフの拡充、例えばスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、司書、ICTの職員などの専門性を持った職員の配置、また地域、企業等の人材の活用は、教職員の負担軽減にも繋がると同時に教職員の学校現場での研修ともなり、資質向上に繋がるかと考えています。

先ほどに答弁させていただきました小学校での教科担任制の拡大、ICT環境の充実
は、教育の質を高めると同時に教職員の負担軽減にも繋がると考えています。

今後、現場の主体的な実践を注視しながら県にも要望して教職員の増配置、また配置の
工夫に今後取り組みたいと考えております。

教育は人なりという言葉があり、新しい教育を展開できるよう教師が教育活動に傾注で
きる働き方改革と教育環境の整備を今後も進めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

さて、来年からの学習指導要領に則った新しい教科書が既に採択されております。この
採択された新しい教科書が既にお手元に届いていることでしょうか、それに基づいて
家庭との具体的連携をご紹介いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

教育長（田尾 勝）

小川議員の再質問にお答えします。

文部科学省は、学習指導要領の趣旨や内容について、保護者向けのホームページやリー
フレットを作成して紹介しており、その中で学校での学びを日常の生活で活用したり、
家庭での経験を学校生活の中で生かしたりすることがとても大切です。保護者の皆さん
の働きかけが子供たちの生きる力を育む大切な原動力となりますと周知しています。文
科省の方も、家庭向け、保護者向けの啓発活動を行っているということが読み取れまし
た。

多くの教科書には、家庭やあるいは家庭学習との連携が見られます。ちょっと紹介しま
すと、教科書にQRコードとかURLが掲載されており、タブレットやスマートフォン
などのアプリで読み取ったり、インターネットに接続したりすれば学習に参考になる情
報を見ることができます。言語情報だけではなく、動画や画像で見ることができます。
それは学校だけではなく、保護者の皆さんと一緒に家庭で教科書を活用することができ
るようになっている一つの現れではないかなという風に思っています。

また、教科書によっては学校と家庭の連携を図る中で、子供の成長を図るノートつきの
教科書には保護者のコメントを加える紙面があったりして、特徴的な教科書もありまし
た。

また、学習を広げるために、意識して家族に聞いてみようとか、家庭の中で調べてみよ
うなどのコーナーを設けたり、家庭での学習を促進する工夫も見られました。

また、教科書の裏面などには、保護者向けの教科の狙いや工夫についてメッセージ等が
書かれて、教科書が保護者向けにも出されているんだなという風に思いました。

ぜひ保護者の方をお願いしたいと思っているのは、教科書が配布されたときには保護者
の方にも子供と一緒に教科書を見てみるということが新しい教育の内容を知る上で大切
なことではないかなという風に思いました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

次代を担う子供たちのためにぜひ頑張ってくださいませよう、お願いをして次の質問に入りますが、時間がかかりましたので、もし次の質問の途中で時間切れということになった場合には、12月に続きに質問をさせていただきます。誠に申しわけないですけども。

それから最後に学校についてですが、要望です。

昨日、県教委の皆さん方もおいでて、色々議論、討論されておって、私も同席させていただいておったんですが、多度津小学校の視聴覚室、エアコンがないもので非常に皆さん方、暑さに苦勞されながら議論、勉強をされておりました。もしよかったら視聴覚室にもエアコンをお願いできれば。

実は、多度津小学校であの広さがあるのがあの部屋しかありませんので、私どもぜひともお願いしたいなど。つい学校の先生とも色々話をさせていただきました。よろしくご検討をいただいたらと思います。ありがとうございます。

次に、放課後児童クラブの現状と方向性についてであります。

町は、放課後児童クラブ事業の管理運営に当たり指定管理者制度を使い、社会福祉協議会を管理者に選任して運営しております。こうした業務運営体制の中、大きな問題もなく円滑に運営されていることと思います。

さて、これらの運営の中、児童館、四つ葉クラブなどの現場では、恐らく様々な事柄が日々発生しているのではないのでしょうか。改めて児童館と四つ葉クラブの現状と課題、今後の方向性について質問させていただければと思います。

そこでまず、町の健康福祉課と社会福祉協議会及び児童館と四つ葉クラブなど、放課後児童健全育成事業に関する組織体系についてご説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の放課後児童健全育成事業に関する組織体系についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では、町内4小学校区の児童館及び多度津小学校の余裕教室及び豊原小学校と四箇小学校に近接する2カ所の専用施設において、放課後児童クラブ、通称四つ葉クラブを実施しております。

児童館については、町社会福祉協議会を指定管理者とし、施設の管理に関する業務及び放課後児童クラブ事業を行っており、現在の指定期間は平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間となっております。また、四つ葉クラブにおける放課後児童クラブ事業については、同じく町社会福祉協議会へ業務委託をし、実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

次に、放課後児童クラブ事業の課題についてであります。児童館や四つ葉クラブの職員の方々が日々取り組んでいる事柄、問題点などを拾い上げ、確認いたしたいと思っております。

1 番目、施設面の安全性。

施設の設計が各館異なっており、ガラスが多い遊戯室で遊ばせている児童館もあるようですが、さて安全の再点検が必要ではないでしょうか。

2 番目、閉鎖的な室内空間。

児童館という施設内だけの生活パターンが、感性豊かな子供づくりという面では懸念されます。特に平素の3時間ほどの生活と、夏休みなどの長期休みの長時間生活では時間のブロックが違っております。

3 番目、4年生以上の高学年と3年生以下の低学年の時間の過ごし方。

主に高学年の動きでは、室内空間だけでの生活は問題であります。遊びのアーチが低学年とは基本的に違います。いずれにしても、体と精神の発達度合いが自律的になっている高学年の子供たちには、限られた空間施設の中で全員画一的な生活スタイルを求めることは、余りにも育成上問題があるのではないのでしょうか。

4 番目、新設された豊原四つ葉クラブの施設は3年生以上の利用。

3年生を組み入れたこと、このことに問題はないのでしょうか。3年生以下の低学年は15時ごろに下校であり、4年生以上の高学年は16時以降の下校となっております。この1時間のギャップは、宿題を終えた後の自由時間が、勢い長くなって体を動かす遊びができないなど、保護者からもクレームが出ておるようです。よろしく願いをいたします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

小川議員の児童館や四つ葉クラブの職員の方々が、日々取り組んでいる事柄や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、施設面の安全性についてでございますが、議員ご指摘のとおり児童館によってはガラスの多い遊戯室で遊んでいるのが現状ですが、各施設については国及び県の設置基準に基づいて設計をしており、採光等の関係から各部屋に窓ガラスが配置されております。

そこで、安全性を高めるため、各児童館及び多度津校区四つ葉クラブにつきましては、全ての窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しております。また、昨年度新設いたしました豊原校区及び四箇校区四つ葉クラブにつきましては、強化ガラス及びポリカーボネートを使用し、児童の安全確保に努めております。また、施設整備の不具合や破損については、支援員が毎日安全点検を行い日誌に記載するとともに、必要に応じて修理、修繕を行っておりますが、さらなる児童の安全確保のため、点検項目等を定めた安全点検表の作成を今後検討してまいります。

次に、閉鎖的な室内空間についてでございますが、ご指摘のとおり現状ではどの施設にも運動場等の屋外活動の場がないため室内での活動が主になっておりますが、段ボール等を用いて創作遊びを行ったり、遊戯室等を利用し、ドッジボールなどの体を動かす遊びを取り入れるなどして、それぞれ制限がある中でも工夫しながら実施しております。また、中・長期休暇中においては、地域のボランティアによる紙芝居や香川大学によるサイエンス教室を実施したり、夏休みには小学校のプール開放に参加したり、多度津校区四つ葉クラブにおいては遊戯室がないため、多度津小学校の体育館をお借りして体を動かすなど、児童の心身の育成支援に取り組んでおります。

閉鎖的な室内空間ではありますが、子供たちの想像力や協調性を高めていくような活動の充実に努めてまいります。

3つ目の4年生以上の高学年と3年生以下の低学年の時間の過ごし方については、先ほどの答弁のとおり現状としましては室内での活動が主となっておりますが、放課後児童クラブは集団生活の場ですので、一定のスケジュールに沿って運営しております。小学校とは異なり、異学年の子供たちがともに過ごし活動することで他者との多様な関わりを経験したり、物や人に対する興味の幅を広げていくことができるよう、今後も育成支援に努めてまいります。

最後に、豊原校区四つ葉クラブの3年生以上の利用についてでございますが、豊原校区四つ葉クラブは1施設内に2クラスを設けており、現在3年生と5年生のクラス、4年生の6年生のクラスに分かれております。昨年度までは豊原児童館において1から3年生を受け入れておりましたが、利用希望者が多く、国の示す基準、1クラスおおむね40人を超過している状況にありました。そこで、豊原校区四つ葉クラブを新設し、全学年の受け入れ開始に伴い、今年4月から3年生以上については四つ葉クラブでお預かりすることになりました。クラス分けについては、四つ葉クラブ新設時の利用希望者が3年生11名、4年生19名、5年生5名、6年生ゼロ名であったこと、また開設当初は支援員の採用状況から両クラスの支援体制に大きな差異が出ないように調整いたしました。

ご指摘のとおり3年生と5年生の下校時間は1時間程度異なるため、それぞれの遊びや学習に支障が出ないように、現状としては教室の中でスペースを分けるなどの対応をいたしておりますが、来年度以降のクラス分けについては十分検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

最後に今後の方向性について質問をさせていただきます。

児童館と四つ葉クラブには、色々な課題があろうかと思えます。施設の構造や人員体制、予算など様々な制約がある中で、課題の解決には、なかなか困難な面もあろうかと思えます。しかし、町が子育て支援をアピールしている中では、非常に重要なテーマで

あります。放課後児童健全育成事業の活動をよりよく進化させるには、どのように対応していけばよろしいのかということでございますが、まずは教育委員会として宿題のあり方について教育長にお尋ねをいたしたいと思います。

教育上のテーマとして様々な事柄を議論されていることと存じますが、その一つとして宿題の基本的なあり方も指針を出されていると思います。急な質問で恐縮でございますけれども、本件に関連しておりますので、よろしければご教示いただけたらとお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

教育長（田尾 勝）

宿題の基本的なあり方についてのご質問に答弁させていただきます。

文部科学省が定めた学習指導要領には、宿題という項目は含まれておりません。家庭学習を視野に入れた指導の一環として捉え、内容や実態は各校、各教師の裁量に任されているものとなっています。

学校現場の様子を見ますと、宿題は学習状況の確認とか学習の定着、学習の準備などを目的に実施しております。日ごろの授業で行う場合、また長期休業中の課題として課されることがあり、内容的に自主学習、プリント、教科書などの練習問題、時には作文、レポートなどがあります。多くの場合、提出された宿題は教師の手で検印、コメントをつけるなどして理解度、課題などを確認し、授業改善に役立てております。それだけではなくて、昨今家庭での学習時間が少ないということが指摘されており、自主的に学ぶ方法や態度を育てるために必要なものであり、自主学習スタイルの宿題に取り組んでいる学校も複数あります。

配慮しなければならないことは、子供の実態に即したもので、自力で果たせるように配慮しておくこと、そして宿題の趣旨も子供たちに知らせておくということも肝要です。そして、家庭では学校とは違う自分のペースで、スタイルで、できる限り自力で取り組めるようになれば効果は上がるものと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

宿題は授業の補完的な要素であるとともに学習の理解度を判断して、以降の進め方あるいは軌道修正等を考慮していく学習の滞つくし的存在であると、これは大切なことだと認識いたしました。

以降の質問でございますが、残念ながらあと3分ほどしかございません。途中で尻切れトンぼになるのも恐縮なことでございますので、以降の質問、三、四点ございますが、12月度の一般質問に回したいと思います。議長よろしいでしょうか。

議長（村井 勉）

はい。

議員（小川 保）

済いません、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で9番 小川 保終わります。ありがとうございます。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開は1時にしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

休憩 午後0時02分

再開 午後1時00分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして一般質問を開始します。

次に、3番 天野 里美君。

議員（天野 里美）

3番 天野 里美です。よろしくお願ひいたします。

次の2点について質問いたします。

1点目は、認知症施策について。

2点目は、コミュニティ施設の維持管理及び自治会等への活動支援について質問いたします。

まず、1点目です。

認知症対策の強化に向け、政府は去る6月18日の関係閣僚会議で認知症施策推進大綱を決定しました。大綱は2015年策定の認知症施策推進総合戦略、通称「新オレンジプラン」の後継に当たるものとされています。対象期間は、団塊の世代が75歳以上になり、認知症の有病者数が最大730万人に達すると見込まれる2025年までとなっています。この認知症の有病者数は、65歳以上の人口の約5分の1に相当する数字となります。これは、多度津町においても、早急に対応すべき数字と考えます。

大綱は、認知症の発症を遅らせ、発症後も希望を持って日常を過ごせる社会を目指し、基本理念として共生と予防を上げています。

共生とは、尊厳を持って認知症とともに生きること、認知症があってもなくても同じ社会で生きるという意味であるとし、生活上の困難が生じて、本人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現を謳っています。

予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味でもあります。

運動不足の改善や生活習慣病の予防、社会的孤立の解消、役割保持などが予防に資する可能性があることを説明し、こうした取り組みに力点を置く構えを明確にしています。

具体策の目玉は、高齢者らが気軽に顔を出せる身近な通いの場の拡充であると書かれて

います。

共生社会を実現するためには、認知症に関する正しい知識を持ってもらうことと、社会の理解を深めていくことが重要であり、そうした普及啓発を進めていくことが大切であると考えます。

普及啓発の具体策としては、認知症サポーターのさらなる養成が上げられています。今後は特に、認知症の人との地域で接することの多い小売業や公共交通機関、金融機関などの職員の受講者を増やしていく計画が示されています。また、子供、学生の頃から認知症を知ってもらうため、小学校、中学校、高校での教育や交流活動を推進するとも書かれています。

そこで、お尋ねいたします。

1つ目です。

「新オレンジプラン」が策定された2015年以降、多度津町における認知症サポーター養成講座の開催数、受講者数を年度ごとにお示しく下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の2015年以降の町における認知症サポーター養成講座の開催数、受講者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

認知症サポーター養成講座は、介護保険制度のうちの地域支援事業であるため、本町は多度津町社会福祉協議会に委託をし、地域包括支援センターが実施をしております。

多度津町における認知症サポーター養成講座の開催数、受講者数についてですが、2015年度、平成27年度、開催数5回、受講者数146人、2016年度、平成28年度、開催数5回、受講者数109人、2017年度、平成29年度、開催数2回、受講者数42人、2018年度、平成30年度、開催数5回、受講者数132名となっており、令和元年6月末時点でのサポーター数は、統計をとり始めた2006年、平成18年からのトータル数で1,613人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

2点目です。

認知症サポーターを活用した取り組み事例があればお示し下さい。また、国は大綱で2020年までに1,200万人の認知症サポーターを目指すとしていますが、多度津町は目標人数を何人としていますか、教えて下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の認知症サポーターを活用した取り組み事例、多度津町の目標人数について答弁をさせていただきます。

まず、認知症サポーターを活用した取り組みですが、多度津町地域包括支援センター主催の認知症カフェ、多度津カフェと呼んでいます。そのカフェのサポートをお願いしています。

次に、目標人数についてですが、議員ご指摘のとおり国の認知症施策推進大綱において2020年までの認知症サポーター養成数1,200万人が目標となっております。現在、多度津町においては、具体的な数値目標を設定していないのが現状でございます。しかしながら、国が人口の約1割と定めていることから、町としましても町人口の約1割、約2,300人が目標になるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

3点ほどお尋ねいたします。

まず、1点目からです。

先ほど認知症サポーターの人数を教えてくださいましたが、その方々を生かす取り組みはなされているのでしょうか、お答え下さい。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の再質問にお答えいたします。

認知症サポーターの方に何か特別にやってもらうということではございません。サポーターの方には、認知症を正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る協力者として、日常生活において受講された方のできる範囲内で地域での活動を期待しているのが現状でございます。

なお、本町においては、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指して、たどつ支え合い笑顔の会が活動をしております。その地域でのメンバーの一員となり、ご協力いただければありがたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

2点目です。

また、認知症カフェのサポートをされているとのことですが、具体的な様子等を教えてくださいませんか。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の再質問にお答えいたします。

内容としましては、受け付けとか運営の補助、また来てくれた方の話し相手、また小物作り等の作業の補助、また室内での移動時の補助などが主なサポート内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

3点目です。

認知症サポーター養成講座を受けたことよっての成果はありましたでしょうか、教えてください。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の再質問にお答えいたします。

講座を受講された方の成果としましては、認知症全般の知識の習得と理解、また認知症の方やその家族への接し方とか対応の仕方などが上げられると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ありがとうございました。

今後、大綱で示されているように認知症サポーター養成を企業、小・中・高校生など幅広く実施し、共生社会の実現に向けた更なる取り組みがなされるようよろしくお願いいたします。

次に、予防についてですが、今回の予防は先ほども述べましたように認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。2015年策定の「新オレンジプラン」では、認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの確立、認知症カフェ等の設置、普及などが謳われていたと思いますが、これらの施策も大きな意味で今回の大綱でいう予防であると捉えて良いと考えています。

そこで、お尋ねいたします。

多度津町における認知症初期集中支援チーム、認知症ケアパス、認知症カフェ等について現在どう取り組んでいるのか、またその現状と効果を教えてください。

高齢者保険課長（多田羅 勝弘）

天野議員の認知症初期集中支援チーム、認知症ケアパス、認知症カフェ等についての取り組みについて答弁をさせていただきます。

まず、1点目の認知症初期集中支援チームについてですが、複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人やその家族を訪問し、初期の支援を行い、自立生活をサポートするチームでございます。

平成30年2月から活動しており、町内の認知症サポート医、精神保健福祉士、作業療法士、看護師、地域包括支援センターからは主任ケアマネ、看護師、社会福祉士の合計7名で構成されており、認知症の疑いがあるにも関わらず医療機関にも介護サービスにも繋がっていない高齢者に対してチーム員が訪問等を行い、医療機関への受診または介護サービスの利用へと導いています。また、チーム員会議も毎月実施しており、現在までに7名の方の支援を行ってまいりました。

次に、2点目の認知症ケアパスですが、これは認知症と疑われる症状に気がついたときに、どこでどのような医療や介護サービスを受けられるかを説明したガイドブックのことでございます。

平成30年4月に在宅医療・介護連携推進事業の一環である地域の医療と介護の資源を把握するさくらマップとの合作版を作成し、全戸配布をしております。また、令和2年度には、ケアパス、さくらマップ、生活マップとの合作版を作成し、全戸配布する予定で

ございます。

次に、3点目の認知症カフェについてですが、偶数月に町内のグループホームや、また不定期ではありますが、町内の認知症対応型デイサービスの事業所において実施しております。加えて、先ほども説明しましたが、地域包括支援センターも平成31年3月に試験的に「たどっくカフェ」を福祉センターにおいて開催しました。約60名の方が参加され、絵本の読み聞かせやハンドマッサージを学んだり、認知症サポーターキャラバンのマスコット、ロバ隊長を作ったりしながら交流を深めました。今年度は既に8月に開催しており、今後は10月、12月、令和2年2月にも開催する予定でございます。

また、町では、おもいやりSOSネットワークを実施しております。これは、行方不明になる恐れのある高齢者が行方不明になったときのために事前登録をしていただき、行方不明時の捜索協力体制を整え、早期発見、保護に努めることを目的とするものでございます。現在、事前登録していただいた18名の高齢者には、登録番号を記載したQRコード入りシールを作成して配付しております。そのネットワークを活用した模擬訓練も平成28年度から毎年行っております。行方不明になった認知症高齢者役の方を協力機関や町民全体で捜索し、発見する訓練でございます。警察の協力のもと、実際に多度津交番へ捜索願の届け出をしていただき、見つけたときにどのような行動をすればよいか体験をしていただいております。

最後に、今年度5月には、県及び県警本部と認知症高齢者等の情報提供及び支援に関する協定を締結いたしました。これは、運転免許の更新時の認知機能検査などで判明した認知症の恐れのある人のうち支援を希望する人の情報をお互い共有するものでございます。

今後も認知症高齢者等に優しい地域づくりを推進できるよう認知症の予防、早期介入、地域全体での見守り支援、家族への支援等の事業の更なる充実を検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁いただきありがとうございます。

今後、大綱が出たことにより今まで取り組んできた事業を精査するとともに、公民館で高齢者向けに介護予防のための体操等を行い、通いの場の創出と高齢者の参加促進に向け、認知症サポーターの活用など積極的な取り組みが行われることを要望いたします。続きまして2点目、コミュニティ施設の維持管理及び自治会等への活動支援についてお尋ねいたします。

人口減少の時代、少子・高齢化社会の時代において、多度津町が平成28年2月に発行した人口ビジョン総合戦略によると、多度津町の人口は、2010年から50年経過した2060年では3割以上が減少すると予想されています。

ビジョンでは、対策として1、雇用の安定、2、若い世代の移住・安住を促進するための受け皿づくり、3、アクティブシニアの活用を視野に入れた地域力の強化、4、本町

の魅力向上と受け皿づくり、5、安心して暮らせるための生活環境の整備となっています。言い替えれば、1、雇用の場の創出、2、子育て環境を中心とした教育・福祉の充実、3、地域力の強化と生活環境を重視した地域コミュニティの再生ではないかと考えます。

地域コミュニティは、自治会等の活動が中心であると思われませんが、一方で住民の自治会離れの話も多く聞かれます。本来、暮らしやすさとは、近所付き合いがうまくいき、互助・共助の関係がしっかりした上で成り立つものだと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

現在の住民の自治会への加入率はどうなっていますか。また、未加入者に対して町はどのような対応を行っていますか、教えてください。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の現在の住民の自治会への加入率はどうなっていますかのご質問に答弁をさせていただきます。

自治会加入率につきましては、令和元年5月現在、60.16%となっております。ご承知のとおり自治会とは一定の地区を単位として、その地区に住む住民同士が助け合い、協力し合って住みよい地域を作っていくための役割を担い、自主的に組織された団体でございます。そして、基本的には構成員が負担する会費によって自治会が運営され、様々な活動が行われているところでございます。自治会は、地域の人々との交流、相互扶助、懇親行事などの親睦活動と地域内で生じる生活上の様々な問題や防犯灯などの身近な環境の整備、管理あるいは地域内の清掃、美化活動、そして防犯、防災の活動を行い、快適で安全・安心なまちづくりのために活動されております。

このように自治会そのものが自主的に結成され、運営されている組織であるため、行政から強制的に自治会加入を促すことにつきましては慎重に対処する必要があると考えておりますが、自治会の加入について問い合わせがあった場合には、その地域の自治会長の紹介を行うことや、防災関連の問い合わせがあった場合には自主防災組織として自治会加入の重要性について紹介をしております。また、自治連合会では、健康フェスタなどのイベントに参加して自治会活動のPRを行っています。

今後も自治会と町が知恵を出し合いながら、自治会の加入率向上を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

自治会そのものが自主的に結成されているため、行政から強制的に自治会加入を促すことが難しいとは思われます。多度津の隣町、丸亀市の広報丸亀8月号によると、川西コミュニティの自治会加入率がV字回復をしたという記事が載っていました。こちらにあります24ページなんですけど、かなり大きく記載されております。この広報の中に、自治

会がどのように活動され、運営を行ったかの記事が記載されています。このようなPRも必要かと考えます。

自治会と町が知恵を出し合いながらとのご答弁をいただきましたが、自治会との交流の場など具体的に考えられていることがございましたら教えて下さい。

町長公室長（山内 剛）

天野議員の再質問に答弁させていただきます。

現在、具体的に自治会との交流する事業等は考えておりません。丸亀市をはじめ、先進自治体の取り組みを参考にしながら、多度津町に合った取り組みを検討したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの天野議員の質問に対して、ただいま山内公室長の方からご答弁を差し上げましたが、少し補足の説明をさせていただきます。

ただいま天野議員の方から例を出していただきました。丸亀市川西町の自治会の活動、これは非常に素晴らしいものなんですけども、根本的に原点にあるのは防災組織です。そして、私どもの多度津町でも今19ある自主防災組織を中心とした地域の皆様方の防災それから団結力、そういうようなものを今生み出して行って自治会の組織を強固なものにしていこう、そのための接着剤が自主防災組織だと考えております。それは、今、天野議員も述べられたように川西地区の活動も参考にさせていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁いただきありがとうございます。

自治会の衰退は、役員の担い手不足や地域内の連携活動のための予算確保などが上げられています。自治会の拠点である集会所の維持管理や6月議会でも質問させていただきましたが、地区内での公園管理など自治会だけでは対応し切れない課題が山積みしています。また、これらのために役員の担い手がより少なくなるという悪循環が生まれています。この経費算出のため、自治会入会費や自治会費が高額になっているところもあり、自治会離れに拍車をかけているようにお聞きしています。

そこで、質問です。

町内にはどれぐらいの自治会があり、その自治会が管理している公園等はどれぐらいありますか、教えて下さい。

町長公室長（山内 剛）

天野議員の町内にはどれぐらいの自治会があり、その自治会が管理している公園等はどれぐらいありますかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、町内には121自治会があります。町内の自治会には、古くから地域に根づいた歴史ある自治会、また住宅団地内の自治会など比較的近年設立されたような自治会があり

ます。その加入世帯数につきましても、多い自治会では300を超える世帯数の自治会があり、少ない自治会では1桁の世帯数の自治会と規模も様々でございます。

自治会は、自主的に結成され、それぞれの自治会の会則等により運営されておりますので、全ての自治会の活動内容や保有する財産、管理する公園等につきましては把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

ご答弁いただきました中に、自治会の管理されている公園の把握ができておりませんというご答弁をいただきましたが、公園内の遊具で遊んでいて子供が怪我をしたと考えると、公園の状況や遊具の状態など安全性の観点から、行政として把握をしておく必要があるのではないのでしょうか。一方的に自治会に任せておくのではなく、自治会と連携をとりながらということが必要なのではないのでしょうか。お答え下さい。

町長公室長（山内 剛）

天野議員の再質問に答弁させていただきます。

町の設置した遊具等に関しては町の方で修繕等の管理をさせていただいておりますが、自治会が自主的に設置した遊具等である公園等につきましては町の方では把握できておりませんので、先ほど答弁したような内容となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁ありがとうございました。

子育て世代の親御さんのためにも、町には遊具のある公園が少ないので、施政方針にも上げられております子育てをしやすい環境、そして子育てをしやすい環境づくりとして公園の環境整備を行ってはいかがでしょうか。ご検討いただきますようお願いいたします。

最後の質問です。

自治会に対する人的支援や財政的支援はどうなっていますでしょうか、教えて下さい。

町長公室長（山内 剛）

天野議員の自治会に対する人的支援や財政的支援はどうなっていますかのご質問に答弁をさせていただきます。

これからのまちづくりは、個人でできることはできる限り個人が行う自助、地域でできることはできる限り地域の取り組みの中で解決する共助、それでも解決できない問題は行政が担う公助、このような補完性の考え方のもとで自主自立型の地域社会づくりを進めていく必要があると考えております。

自治会に対する人的支援につきましては、自治連合会の事務局を町長公室で行っておりますことや、毎年自治会要望を提出いただき行政が担うべき要望である場合には、その

要望に対して可能な範囲で支援を行っております。

財政的支援につきましては、自治会活動に役立てていただきますように自治会助成金として1世帯につき500円を各自治会に助成しております。また、資源ごみの分別について各自治会の方にご協力をいただいておりますことから、資源ごみの売却による収益金全額を各自治会に配分させていただいております。昨年度の収益金は968万7,267円で、各自治会の世帯数に応じた金額を配分させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（河田 数明）

天野議員の自治会に対する人的支援や財政的支援についてのご質問のうち、政策観光課が担当しております財政的支援について答弁をさせていただきます。

本町独自の財政的支援ではございませんが、コミュニティ施設や備品の整備に活用できる助成事業といたしまして、宝くじの収益を原資に一般財団法人自治総合センターが行っているコミュニティ助成事業がございます。この助成事業の中にあるコミュニティセンター助成事業は、コミュニティセンターや自治会集会所などの集会施設の建設または大規模改修及びその施設に必要な備品の整備に関する事業に対し、対象となる事業費の5分の3以内に相当する額が助成される事業で、助成金の上限額は1,500万円でございます。

また、同助成事業の中には、一般コミュニティ助成事業がございます。こちらは、コミュニティ活動に直接必要な建築物、消耗品を除く設備などの整備に関する事業に対し、100万円から250万円までの範囲で助成を受けられる事業でございます。これまで町内では、地域の伝統芸能継承を目的として、油単や獅子頭の新調などに活用されてきたところでございます。

ただ、紹介いたしましたコミュニティ助成事業の申請をする際には詳細な留意事項もございますので、申請の前に当課に相談をしていただきますようお願いいたします。しかしながら、近年の自然災害の発生や原資である宝くじの収益の減少等により、助成申請をすれば必ず助成を受けられるという状況ではございません。町からの申請段階においても抽選によりあらかじめ優先順位をつけるなどの対応を余儀なくされている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の自治会に対する人的支援や財政的支援についてのご質問のうち、教育課が実施しております財政的な支援について答弁をさせていただきます。

教育課では、各自治会が活動を行う場所としての地域の自治会が管理している、いわゆる会場や集会所と言われております自治公民館の整備に対する財政的な支援を行う補助制度を設けております。補助対象となる事業は、地域の自治会が建築に関わるもので、維持管理が確実にできるものを対象とし、自治公民館を新築する場合や自治公民館に必

要な備品を購入する場合、修繕を行う場合も対象としております。ただし、それぞれの自治会で修繕等に使用できる補助金の限度額を新築する場合を除き設けていることから、自治公民館を所有している自治会においては設備の購入や修繕に係る補助金については限度額に達している自治会が多くなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁ありがとうございました。

再質問2点ほどあるんですが、時間が差し迫ってまいりました。

先ほどお答えいただきました抽選でどのような形でされ、優先順位をつけられているのかわかるのをご質問をさせていただきたいんですが、時間がございません。改めて詳しく教えて下さい。

1点どうしてもお尋ねしたい点がございます。

ご答弁いただいた中で、補助金が限度額に達している自治会が多くなっているということをご答弁いただきました。今後、多度津の活性化を考えるのであれば制度を見直す必要があるのではないかと考えるのですが、お考えをお聞かせ下さい。

この現状で運営が十分になされているとお考えでしょうか。今後、多度津町の地域コミュニティにおいて自治会活動が重要なものと位置付けされているのであれば、この制度で十分に対応できるとお考えでしょうか、教えて下さい。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会といたしましても、自治会の重要性については重々理解してございますが、自治公民館の整備事業についての補助金についての見直し等については、現在のところ考えてございません。補助対象の自治会につきましても、対象額を満たしている団体もございまして、まだ満たしていない団体もございまして、その動向も注視しながら新しい制度を作る際には予算等も必要となってきますので、自治会を担当する課でありますとか予算担当課とも協議しながら新制度については今後検討を続けてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

突然のご質問にも関わらず詳しく教えていただきありがとうございました。ご答弁ありがとうございます。

今後、人口の増加や定着を考えているのであれば、住みやすい多度津町を積極的にPRする必要があります。また、防災に対する観点からもこのことは重要であると考えます。先ほどもございましたが、防災に対して押さえておかねばならない考え方として、自助、共助、公助があります。自助とは、災害時に自分自身の命は自分で守ることであり、共助とは、自治会レベルにおいて地域コミュニティで災害に力を合わせることで

す。大切なことは、安心して暮らすためには、やはり地域コミュニティがしっかりしていることです。今後、自治会のあり方、コミュニティのあり方について、より一層ご検討いただき、自治会に対する支援について具体的な施策を進めていただくことを要望いたします。

また、たどつの輝き創生総合戦略が最終年を迎え、色々とご検証されていると思われませんが、ぜひ地域自治の視点からも検証していただくよう要望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番 天野 里美議員の質問は終わります。

次に、2番 門 秀俊君。

議員（門 秀俊）

2番 門 秀俊、一般質問をさせていただきます。

1点目、多度津町内の鳥獣対策について。

2点目、日本遺産に登録された北前船寄港地・船主集落についてお伺いさせていただきます。

朝夕涼しくなり、白方のおいしいブドウを食べたり、少し涼しくなった海沿いを散歩して夕日を眺めたりすると、改めて本町の自然の豊かさを体感することができます。

先日、奥白方で農業をされる方と話をする機会がありました。その方によると、最近は耕作放棄地が増加しており、農地の手入れが行われていない状況が目につくようになってきた。そのため、イノシシ等の野生動物と人間との生活圏の区分が曖昧になり、農地のみならず、民家周辺でも鳥獣被害があるとのことでした。

鳥獣被害があるということは、それだけ自然が豊かで環境がよく、そこに暮らす住民は幸せなのかもしれません。しかし、異常な繁殖や行動範囲の拡大により、住民の環境が侵されていることは大きな問題です。

本町の多度津町鳥獣被害防止計画では、対象鳥獣にイノシシ、アライグマ、ハクビシン、カワウ、カラスをあげて、その被害防止を進めていますが、特にイノシシによる白方地区の農作物被害や島嶼部での石垣の掘り起こし、カワウによる水産被害などが増加傾向にあります。特に島嶼部では、イノシシ被害を警戒して、夕方以降、外出は控えるようになってきていると聞いています。

また、イノシシ等の駆除をお願いしている猟友会メンバーの高齢化が進んでおり、陸地のみならず島嶼部での今後の駆除がこれまで同様に行われるのか懸念されます。

そこで、鳥獣被害対策について質問いたします。

1点目に、7月末日までにおける今年度の有害鳥獣の捕獲駆除数はどれぐらいかお伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の7月末日までにおける今年度の有害鳥獣の捕獲駆除件数はどのくらいかにつ

いて答弁させていただきます。

多度津町鳥獣被害防止計画で対象鳥獣とされている5種類についてお答えいたします。イノシシは14頭、アライグマは0頭、ハクビシンは14頭、カワウは595羽、カラスは4羽でございます。イノシシ駆除の地区別内訳は、奥白方が1頭、見立地区が2頭、西白方地区が2頭、高見島が1頭、佐柳島が8頭でございます。ハクビシン駆除の地区別内訳は、奥白方が11頭、見立地区が3頭でございます。

なお、カワウにつきましては、巣の中にいるひな鳥の駆除も含めた推計の件数でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

有害鳥獣の中でも、農業及び漁業被害が大きいイノシシ、ハクビシン、カワウのこれまでの駆除件数について教えてください。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問について答弁させていただきます。

まず、イノシシでございますが、近年の駆除で最も多かったのが平成28年度の90頭でございます。平成29年度が65頭、平成30年度が72頭でございます。ちなみに島嶼部での駆除件数は、平成28年度が16頭、平成29年度が13頭、平成30年度が20頭でございます。

次に、ハクビシンですが、平成28年度が3頭、平成29年度が8頭、平成30年度が20頭でございます。

最後に、カワウでございますが、平成28年度が872羽、平成29年度が1,115羽、平成30年度が496羽でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

農業被害をもたらす有害鳥獣は、多度津町鳥獣被害防止計画の対象鳥獣だけではないと思いますが、いかがでしょうか。また、その対応について伺いたします。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問について答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、農業従事者の方が丹精を込めて育てた農作物を荒らす動物はほかにもございます。今年ブドウの食害被害の報告がございました。その農家の方と協力をして圃場に監視カメラ、暗視カメラを設置いたしました。その結果、タヌキがブドウ棚の支柱を上り、ブドウを食べている様子が映っておりました。その後、捕獲箱を設置してこのタヌキを捕獲しております。なお、これまでに4頭捕獲してございます。

農作物に係る食害につきましては、今後も農業者及びJA香川県と情報共有を図りながら、その都度対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

2点目に、農地に設置している有害鳥獣侵入防止柵の設置に係る補助制度についてお伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の農地に設置している有害鳥獣侵入防止柵の設置に係る補助制度について答弁させていただきます。

有害鳥獣侵入防止柵等設置事業に係る補助制度には、県の補助事業、香川県鳥獣捕獲等助成事業費補助金と町単独事業となる多度津町有害鳥獣侵入防止柵等設置事業費補助金の2種類がございます。

県の補助金は、隣り合う農地を所有する複数の農業従事者が交付申請者となる場合が補助対象となります。この補助金の補助割合は県が3分の1、町が3分の1、受益者負担が3分の1となります。一方、町の補助金は、隣り合う農地がなく、県の補助制度を活用できない農業従事者を助成するために平成25年に設置いたしました。この補助金の補助割合は町が2分の1、受益者負担が2分の1となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問を行います。

最近の有害鳥獣防止柵の設置に係る補助制度の活用状況について教えて下さい。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問について答弁させていただきます。

県の補助制度は平成23年に要綱が設置されて以降、6回の一部改正が行われております。また、本町の制度は平成25年に要綱が設置されて以降、3回の一部改正が行われてございます。県、町の補助制度を合わせた件数でございますが、平成28年度は27件で事業費は約328万円、平成29年度は17件で事業費は約239万円、平成30年度は16件で事業費は80万円でございます。この補助事業は、平成23年度より実施されておりますので、必要な圃場への設置はある程度行き届いたのではないかと考えてございます。今後は、既に設置をいたしました侵入防止柵等の劣化に伴う修繕等が課題になるのではないかと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

3点目に、イノシシ捕獲に対する奨励金についてお伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

門議員のイノシシの捕獲に対する奨励金について答弁させていただきます。

捕獲に係る奨励金は、多度津町イノシシ捕獲奨励金交付要綱に定められてございます。

イノシシの成獣の捕獲に対する捕獲奨励金は1万円でございます。また、幼獣に対する

捕獲奨励金は5,000円でございます。

県下では、イノシシの成獣につきましては捕獲奨励金制度のある全市町が1万円でございます。また、幼獣につきましては奨励金として1万円を支給している市町と5,000円を支給している市町がございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問をします。

イノシシ以外の捕獲奨励金の状況について教えてください。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の再質問について答弁させていただきます。

捕獲奨励金は、狩猟免許の保有者が町から許可証を受けた方及び自衛的捕獲が目的で県が実施する防除従事者養成講習会を受講し、町から許可証を受けた方が有害鳥獣を捕獲した際に支給されるものでございます。

現況では、イノシシの捕獲が主なものでございますが、近年ハクビシンによる食害が大きくなってきております。先ほど申し上げました県の講習会を受講してハクビシンの捕獲許可証を取得する農業従事者も増えてきております。このハクビシンの捕獲奨励金は3,000円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

4点目に、住民への注意喚起及び情報提供の方法についてお伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

門議員の住民への注意喚起及び情報提供の方法について答弁させていただきます。

議員のご質問でございますとおり、耕作放棄地の増加により野生動物と人間との生活圏の区分が曖昧になり、民家の近くにもイノシシやハクビシンが出没するようになってきております。このため、農家に対してはJA香川県や本町農業委員会を通じて収穫しなかった農作物がイノシシ等の餌とならないように早期に田畑にすき込んだり、稲刈り後のひこばえの適切な管理等の周知を図ってございます。

また、イノシシ等の目撃情報があった場合には、各自治会や保育、教育機関に情報提供を行うため、イノシシ対応チェックリストを作成し、遅滞なく担当課及び関係機関へ通知することにしてございます。

鳥獣被害対策の基本は、食わせない、住ませない、捕獲するの3点でございます。これらの対策を組み合わせ、地域全体で取り組むことが重要でございます。これからも鳥獣被害の減少を目指すため、1、鳥獣の餌となる収穫しない農作物を減らすこと、2、侵入防止柵等の適切な管理を行うこと、3、猟友会等と協力して捕獲を進めることを継続してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

回答等ありがとうございます。

先日、まんのう町から徳島県へ向けて自動車で行く機会がありました。旧琴南町から三好市へ繋がる道路沿いにある田畑のほとんどが侵入防止柵で囲まれていました。また、民家においても、子供が住んでいそうな家の周囲には柵が使われていました。本町では幸いなことに、この地区のように景観を損ねてまで身を守るための策を講じるところまではいってません。しかし、今後の対応否かでは本町でも同じような光景が広がりかねません。9月28日からは高見島で瀬戸内国際芸術祭が開催されます。町内外から多数の観光客が島に来られます。島のイノシシ対策にも配慮されているとは思いますが、今一度対策について検討してみてください。今回も大きな事故なく島を訪れた方がもう一度訪れたいと思ってもらえるような素晴らしい芸術祭になることに期待しています。

今後とも、全町的に有効な鳥獣被害対策を研究、検討されることを要望いたします。

それでは、2つ目の質問、日本遺産登録についてお伺いいたします。

本町では2つの日本遺産登録があります。1つは四国遍路道隆寺、2つ目は、昨今登録された北前船寄港地・船主集落です。北前船寄港地・船主集落は、港のみならず家屋、蔵、灯籠、町並みなど数カ所もあります。

そこで、今後本町の歴史を学ぶことの教材としてどのように周知していきますかお伺いいたします。

教育課長（竹田 光芳）

門議員の日本遺産、北前船寄港地・船主集落のストーリーに本町が追加認定されたことで、今後本町の歴史を学ぶための教材としてどのように周知していくかについてのご質問に答弁させていただきます。

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化、伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものです。ユネスコの世界遺産が文化財の保護を主たる目的としているのに対して、日本遺産は複数の文化財を組み合わせたストーリーを観光振興などに利用することに主眼を置いた事業です。

このたび本町が追加登録を認められた荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～というストーリーは、初め平成29年4月に山形県酒田市を代表市とする11市町で申請し、認定されたもので、現在本町を含めて計45市町が認定されております。本町には、北前船の寄港地として廻船業を中心とした商業が発展し、さらに交通の利便性から金比羅山参詣の玄関口となったことを示す痕跡が現在も多く残り、日本遺産の構成文化遺産となっております。

ストーリーの構成文化財は、現実を見る、触れる、直接体験ができ、地域的な課題だけでなく教育的な価値も高く、教育委員会といたしましても今回認定された日本遺産につきまして、年2回発行しております教育委員会だよりにて特集を企画し、7月に全戸配布し、周知いたしました。また、本町の文化財についてのトピックを記載した多度津の昔

においても、認定された構成文化財について特集を企画し、本町ホームページに公開し、周知しております。

今後は、小・中学校において本町の歴史を学ぶ教材として、総合的な学習や社会科の授業で利用するなどし、平成29年度より調査をしている本通り等の伝統的町並みの調査の結果も含めた周知をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

2点目、本町の観光での一環としてPRはどのようにされますか。また、イベントなどその他の北前船寄港地の地区との連携の対策は考えられていますか、お伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の日本遺産である荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～に多度津町が認定されたことを受けて、本町における観光の一環としてどのようにPRを行い、またどのように他の北前船寄港地の地区との連携を図っていくのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、観光におけるPRについてでございますが、役場庁舎に日本遺産に認定されたことをPRするための懸垂幕を設置するとともに、日本遺産として認定されました構成文化財のうち、神社や町立資料館また合田家住宅など10カ所に北前船についての詳細を記した看板を設置する予定でございます。これらの看板には、日本遺産の公式エンブレムと北前船日本遺産推進協議会が定めた北前船のマークとロゴを記載し、来訪された方が一目で日本遺産の構成文化財であることが分かるようにいたします。

また、教育課と連携しながら登録構成文化財を記載した日本遺産、北前船パンフレットを作成し、駅構内などで配布する予定でございます。併せて今回の日本遺産登録を観光協会、ホームページなどを活用し、町民の方はもとより町外に向けて情報発信を行ってまいります。

続きまして、関連イベントや他の北前船寄港地の自治体との連携についてでございますが、今年4月より加盟しております北前船日本遺産推進協議会において、全国45自治体で情報交換、相互交流を行ってまいります。また、日本遺産の認定効果を実感できる取り組みを目指し、北前船寄港地フォーラムや交流会が日本各地で定期的開催されており、各自治体間のネットワークの構築や交流人口の拡大、新たな観光ルートの設定、北前船の学習、研究について連携をして進めてまいります。

日本遺産の登録による観光推進には、民間との連携も必須であり、その一環として民間団体が主体となって北前船寄港地プロジェクト実行委員会を立ち上げ、日本遺産認定記念事業として大型帆船の多度津港寄港イベントが本年11月末に行われる計画となっております。このイベントは、北前船寄港地としての多度津町の知名度アップ、海洋史や水産文化など学校教育の推進、寄港地の交流として食材や食文化の情報発信を目的とし、

帆船での海上航海、セーリング体験、体験乗船、船上イベントなどが計画されており、北前船が育んだ人、物、食、文化、情報の再発見や新たな価値観の創造、地域活性化などが期待されております。

なお、本議会に上程しております補正予算に、懸垂幕及び看板設置並びに北前船登録記念事業補助金を計上させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

ありがとうございます。

今回の日本遺産登録など、多度津町のいいところをアピールできる一つとして大型帆船の多度津港寄港イベントなど、一過性にならないように今後も教育、情報発信を継続して行うことを要望いたします。

以上で一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって2番 門 秀俊議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

2時30分開会の予定です。よろしく願いいたします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時30分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

次に、4番 兼若 幸一君。

議員（兼若 幸一）

4番 兼若 幸一です。

3つのことについてご質問したいと思っております。

1つ目、小学校区における児童の登下校時の見守りについて、2つ目、日本語教育について、3つ目、ため池の保全、管理について、一問一答方式でお願いいたします。

まず、1つ目ですが、小学校区における児童の登下校時の見守りについて、今朝の四国新聞の記事でも、先日善通寺市で事故のあった小学1年生が死亡したり、中讃地域では事故が多発しております。

児童の登下校時に事件、事故などがないように老人クラブなどボランティアで見守り隊として活動されているとお聞きしていますが、各小学校区ではどのような取り組みをされているのでしょうか。よろしく願いいたします。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の各小学校区における児童の登下校時の見守り活動についてのご質問に答弁

させていただきます。

最近、幼児、児童が登下校中に交通事故に巻き込まれるという悲しいニュースを耳にすることが多くなり、本町でも再度、幼児、児童・生徒の登下校の見守り体制について再確認しているところでございます。

本町の各小学校の登下校の見守り活動は、各小学校の教職員だけでなく、PTA、自治会、民生委員、交通指導員、警察官、育成センターの補導員、町役場の総務課等たくさんの方々に関わっていただいております。例えば、四箇小学校では登校の際、集合場所に民生委員の方も一緒に集まり、危険箇所を点検したり、登校したりする子供達の様子を見守っていただいております。

また、下校に不安のある1年生に対しては、一緒に下校して下さったり、高学年の下校時間に合わせて自転車に乗って校区内を巡回して下さったり等様々な地域の方が子供達の登下校を見守って下さっています。

また、多度津小学校では、昨年度香川県警の方を招き、安全に登下校が行えるよう様々な場面を設定してロールプレーを行ったり、誘拐などから子供自身が見守るための知らない人についていかない、他人の車に乗らない、大声を出す、すぐに逃げる、何かあったらすぐ知らせるの一部を繋げた「いかのおすし」という合い言葉を手がかりに、自分がとるべき行動について考えたりする等、子供達自身も自分の身の守り方について考える機会を設けました。

また、下校時には、議員さんもお存じのとおり育成センターの補導員の方々が分担して青パトで町内を巡回して下さっています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問させていただきたいと思います。

ただいまの四箇小学校区、多度津小学校区についてはご答弁いただきましたが、豊原小学校区、白方小学校区についてはどのような取り組みがされているのでしょうか。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の再質問にお答えします。

豊原小学校区また白方小学校区についても同様の取り組みが行われています。例えば白方小学校でいえば、朝の登校時に交通指導員さん、また地域の方々が登校時間に合わせて登校を見守っていただいております。また、先ほど多度津小学校の事例で言ったんですけれども、交通安全指導員、子供達が自分の安全を守るためにどうしたらよいかということを学校の中の取り組みとして交通安全学習というんですか、それをしています。前回のときにも報告させてもらったんですけれども、それ以外に特徴的なのは危険箇所とか交通の危ないところなんかを子供が点検をして、危険箇所のマップとか安全な通学をどうしたらよいかということを安全マップにまとめて学習しております。

豊原小学校についても、朝の登校時については本当に交通指導員さん、また自治会の

方々が朝の登校に安全確保をするために見守っていただいています。また、PTAの方々も非常に熱心に取り組まれておって、PTAの方々が自主的に本当にPTAの方々が自身が動いて交通安全マップを使ってPTA新聞にそのマップの状況をお知らせして、皆さんがPTAの方も含めて交通安全意識、そういうのを持っていこうというような取り組みを行っています。

以上、豊原と白方小学校の取り組みについて答弁させていただきました。

議員（兼若 幸一）

それぞれの校区でのボランティア等の活動の報告は今いただきましたが、それでは、教育委員会としてはどのような取り組みをされていらっしゃるのでしょうか。

教育長（田尾 勝）

教育委員会における取り組みのご質問に答弁させていただきます。

教育委員会では、昨年度より子ども駆け込み110番の取り組みを見直しております。昨年度は子ども駆け込み110番にご協力していただいている会社、商店、公共施設等の継続依頼を行っていましたが、147カ所にご協力をいただけることが確認されています。そして、本年8月末には、丸亀警察署生活安全課、校長会、町のPTA、育成センター等の関係団体と連携して子ども駆け込み110番の取り組みの見直しと協議をいたしております。新たなステッカーのデザインや、また依頼方法というのは大事なということで十分審議しておるわけですが、依頼方法、さらには駆け込みマップ等の作成等について検討し、これ以上、今まで以上に子供たちが安心・安全に登下校が行えるよう取り組んでまいろうとしているところでございます。

また、幼稚園のお散歩コースの点検や散歩の仕方についても最近確認したところであります。小学校の登校時の集合場所等通学路についても10月までには点検を行い、教育委員会としての取り組みを行ってまいろうとしております。

今後も関係機関と連携を図りながら、子供達が安心して登下校できるよう一緒に確認、点検等を適宜行ったり、子供達自身の危機管理意識を醸成する機会を設けたりするよう各学校へもお願いし、見守り体制を整えてまいろうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきたいと思えます。

ただいまの答弁の中で、幼稚園のお散歩コースの点検や散歩の仕方等について確認したところですよというご答弁をいただきましたが、そのときの確認された結果、問題等はなかったのでしょうか、また、もし問題があるのであれば、その対応についてはどのように今されているのでしょうか、お願いいたします。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の再質問に答弁させていただきます。

幼稚園のお散歩コース等の点検ということで、まず最初にやったのは、各幼稚園に外に

出てお散歩したり、そういうことがあるのか、またどのあたりを散歩しているのかということ調査しました、紙面で。そして、調査の結果、外に出ることが多いとか、あるいはどうも危険なところもあるというところについては、幼稚園の方また警察の方等も一緒になって点検しています。状況としては、例えば多度津幼稚園だとお散歩コースというのが多度津の幼稚園からJRの多度津駅のあたりを通るというところが、少し危険ではないかという風なことがありました。そこを見たんですけども、一応安全に留意していたら今の施設で十分であろうという判断をしたんですけども、出るときにはくれぐれもこういう点に注意してということを確認したりしています。ただ、全体的には調べたときのお散歩コースについては、数多く外に出て活動するというのが、多度津町の場合余り多くなかったなという風に思っています。外に出て活動するというのが少なかったなという風に思いました。

以上です。

議員（兼若 幸一）

この後、小学校の登校時の集合場所、また、通学路について10月末までに点検を行われるということですので、特に通学路については非常に狭いところ、また、交通量の多いところ等がありますので、交通事故防止に対するガードレール設置等の物理的な対応をご検討していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、2つ目の質問をさせていただきたいと思えます。

日本語教育についてです。

まず1つ目が、多度津町には多くの外国人が移住され、日本語が話せない児童に対する日本語指導を多度津小学校で講師1名で実施されていると3月の一般質問で教育長が答弁されていますが、現在日本語指導の必要な児童は何名いるのでしょうか。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の日本語指導の必要な児童は何名かについてのご質問に答弁させていただきます。

9月9日現在で、町内には外国籍の児童・生徒は19名います。日本語指導の必要な児童・生徒は11名です。校種別に言うと、小学校では9名、中学校では2名です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

それでは、次の質問ですが、多度津小学校区以外の児童に対する日本語指導については、現在どのようにされていますか。よろしく願いします。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の多度津小学校区以外の児童に対する日本語指導はどのようにされていますかのご質問に答弁させていただきます。

同じく9月9日現在で、多度津小学校には8名、豊原小学校には1名の外国にルーツを持つ児童で日本語指導が必要な児童・生徒が存在しています。日本語のほとんどを話せ

ない児童については、先ほども答弁させていただいたんですけれども、多度津小学校で実施している外国人児童・生徒初期支援調査研究事業を活用した初期指導教室を利用することを進めて、支援できるようにしています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきたいと思います。

ただいまの答弁で、外国人児童・生徒初期支援調査研究事業、先ほど中野議員のときに詳しく内容についてはご説明をいただいたんですが、その成果について現状のスタッフで十分だとお考えなのでしょうか。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の再質問についてお答えします。

現状のスタッフで十分なのかということだったと思うんですけれども、先ほども答弁させていただいたんですけれども、やはり特に通訳する人のスタッフというのが、非常に重要ではないかなという風に思っています。また、日本語教員の日本語指導する教員については、今の人数であると対応を十分とは言えませんが、できるのではないかなと、また入ってくる外国人の日本語指導の必要な子供達がどれだけ入ってくるかということとも関係すると思うんですけれども、現在はそういう1名のコーディネーター、1名の日本人教師、また1名の特別支援の講師という形で3名体制で行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

児童が増えれば、それに十分対応できるような、臨機応変な対応をお願いしたいと思います。

次の質問です。

豊原小学校区でも日本語指導を希望する保護者がいると聞いておりますが、今後豊原小学校区での対応の予定はあるのでしょうか。

教育長（田尾 勝）

兼若議員の再質問に答弁させていただきます。

現在、8月に来日した外国人児童で豊原小学校に在籍する児童が1名います。ほとんど日本語を話せないということで、当初は日本語の初期指導教室の該当児童であり、入室を勧めたんですけれども、色んな家庭の事情とか、あるいは豊原小学校の本当に近い位置にお住まいであるということから、豊原小学校に強く学びたいという希望が出ました。色々お話しして説明する時間を結構長い時間をかけて説明したり、あるいは小学校の中にもどういう体制が子供にとって一番よいかということ論議してきました。結果、豊原小学校で9月9日より入学して学んでいくという形で、新たに日本語指導をする人、あるいは通訳等の配置について初期指導教室の多度津小学校でいる担当者も含めて日本語指導、また、通訳等の人的配置を考えて対応しているところです。一応そのこ

とについても時間割りとかそういうのも含めて対応できる体制、きのう大体決まったので、対応できると思っています。

以上です。

議員（兼若 幸一）

ありがとうございました。

日本語教育について、今後多度津にはたくさんの外国人が移住されているということなので、色々対応をお願いしたいと考えております。

次、3つ目、ため池の保全管理について質問させていただきます。

多度津町内のため池は町の所有になっていますが、農業従事者の減少、また、高齢化の進行により、地元水利組合では草刈り等の管理ができなくなるため池が今後出てくると予想されますが、町としては、そのようなため池の保全管理については、どのように取り組むお考えでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員のため池の保全管理についてに答弁をさせていただきます。

本町内には、先人の知恵により造成されたため池が数多くございます。このため池の水を利用して米麦栽培や野菜づくりなどを行い、農業従事者の生計や町民の食卓の豊かさが守られております。

ため池の管理は、慣行として受益者である農家の皆様、つまり地元水利組合により行われております。これは、ため池の水は農業用水として活用されることが優先されているためだと考えております。しかし、議員ご指摘のとおり近年の農村地域の高齢化、過疎化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の水利組合及び共同活動により支えられているため池、水路、農道等の地域資源の保全管理に支障が生じております。

このため国の施策として、地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を行うことを目的として、平成26年度に多面的機能支払交付金が創設をされました。この交付金は、農業振興地域における農地維持の活動や、水路、農道等の資源向上の活動に対して交付されることになっております。農地維持の活動には、ため池の草刈り等の周辺整備や水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的な共同活動が含まれ、その活動が支援される制度となっております。しかし、同交付金は、農業振興地域以外では適用外となっております。このため、同地域以外では農地転用が容易に行うことができる等のメリットを享受している一方、農地維持の活動に対する助成を受けることができない状況にございます。

本町といたしましては、農業振興を図るためにため池等の農業用施設の保全は必要であると認識いたしております。しかし、現時点ではその他の補助金等の制度は整備されておりません。

今後は、町農業委員会やJA香川県等の関係機関からのご意見をお伺いしたり、他府県、他市町の取り組み状況も研究してまいります。これからも受益者であり、地域のこ

とを熟知されておられる地元水利組合の皆様方のご協力は必要不可欠だと認識しておりますので、引き続きご理解、ご協力いただけるようお願いをしまいたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきたいと思っております。

現在、多度津町内のため池は、数とすれば幾らぐらいあるのでしょうか、またため池としての機能を失っているため池も既にあるのでしょうか、お願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問について答弁させていただきます。

本町のため池台帳に掲載されているため池は、現在96カ所でございます。そのうち廃止届が提出されているため池が24カ所、産業課の方で以前調査したんですが、廃止届は提出されていないものの機能していないと見込まれるため池、これはユルが切れてるところなんですが、それが12カ所ございますので、現在機能していると見込まれるため池は60カ所でございます。

なお、この箇所数につきましては、本町が確認しております個人池も含まれてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ため池としての機能を有していない池がこれほど多いとは、ちょっとびっくりしたんですが、先ほどの町長の答弁の中で、平成26年度に多面的機能支払交付金というのが創設されましたということなんですが、これは農振地域における補助金という目的だと思うんですが、農業振興地域、また、それとは対象の農業振興地域外のそれぞれのメリットがあると思いますが、お互いどのようなメリットがあるのか教えていただきたいと思っております。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問について答弁させていただきます。

農業振興地域のメリットといたしましては、産業課の方に常駐しております香川県農地中間管理機構を活用することができますので、農地の貸借がしやすいということ、そして国、県等の補助、融資等の事業対象となること、また土地改良事業につきましては単独県費補助事業が活用できることなどがございます。

農業振興地域以外のメリットといたしましては、農地転用につきましては町農業委員会の許可等が必要なく比較的容易にできること、開発許可申請が比較的容易にできること、大部分が用途地域となつてございますので下水道が整備済みであり、本管との接続が容易にできることなどがございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問ですが、本町といたしましては農業振興を図るためにため池等の農業用地施設の保全は必要であると認識しております。しかし、現時点ではその他の補助金等の制度は整備されておられませんというようなご回答だったんですが、今後そういったため池の保全等の補助金を整備する計画、また予定というのはないのでしょうか。

産業課長（谷口 賢司）

兼若議員の再質問について答弁させていただきます。

国の多面的機能支払交付金は、先ほどの町長からの答弁でもお答えいたしましたとおり、農業振興地域内の農地が対象となっております。これは、農業振興地域という農地を守るために区域を設定し、農地から宅地等への農地転用を行う際にも農業委員会等の許可が必要となるなどの不利益を被ってでも農地を守らなければならないとされている地域に対する交付金でございます。

現在のところ、県内他市町におきましては、農業振興地域以外の農地に対する同様の補助金等を設置しているところはないようでございます。しかし、農業振興地域以外の農地も本町にとっては大切な農業財産であることは認識してございます。また、地域のコミュニティを守るためにも、ため池周辺の環境整備や生活排水を伴う水路の泥上げ等が地域の協働事業として継続可能なサポートにつきましては、研究する必要があるのではないかなという風に考えてございます。そのため、町長の答弁にもございましたとおり、今後は他府県、他市町の状況を調査し、何か別の形ででも助成できることがあるのかどうか、あり方について研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

今後、やはり農業を守るためにも、また農作物を守るためにも前向きに考えていただければと思います。

以上で4番 兼若 幸一の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって4番 兼若 幸一議員の質問は終わります。

次に、13番 尾崎 忠義君。

議員（尾崎 忠義）

13番 尾崎 忠義でございます。

私は、令和元年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、町長及び教育長そして各関係担当課長に対し、1、幼児教育・保育の無償化に伴う給食食材費の取り扱いについて、2、学校給食に安全な食材の提供について、3、教科用図書の採択について、4、全国学力テストの結果についての4点を一般質問をいたします。

まず最初に、幼児教育・保育の無償化に伴う給食食材費の取り扱いについてでありま

す。

消費税増税導入による幼児教育・保育の無償化がこの10月から実施予定ですが、保育所、保育園給食費の負担の取り扱いが焦点になっております。副食材料費、国の基準月額額は4,500円ですが、これは公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになります。国は無償化に伴い、年収360万円以下の世帯を副食材料費の免除対象としましたが、年収360万円を超える世帯は新たな負担となります。自治体独自の負担軽減の対応が相次ぎ広がっておりますが、内容は様々でございます。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、町の保護者負担は現在どうなっているのか。

2点目には、10月以降はどのようにしようとしているのか。また、他市町ではどうなのか。

3点目に、幼・保無償化での給食費負担で滞納したら保育中断になるのか。

4点目に、保育所は一人一人に新たな副食材料費の請求を出す必要が出てき、免除対象者には請求しないなど複雑な対応が求められ、説明、請求、徴収管理など、この負担が新たに保育所や保育士にかかり、深刻な保育士不足の中、長時間、過密労働に拍車をかけることにならないのか。

5点目に、事務負担軽減のため、町による新たな支援や人員配置が必要ではないのか。

6点目に、子供のための安心・安全、育ちを保障する保育という観点がなくなってしまうことについてどう考えるのか。

7点目に、町単独の補助として食材費の実費負担で給食副食費月額相当を補助する仕組みを作ることはできないのか。

以上、7点について質問をいたします。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の幼児教育・保育の無償化に伴う給食食材料費の取り扱いについてのご質問のうち、保育所について答弁をさせていただきます。

1点目の町の保護者負担は現在どうなっているかについてでございますが、0から2歳児クラスについては現在主食費、副食費ともに保育料の中に含まれております。3から5歳児クラスについては副食費は保育料の中に含まれておりますが、主食費は各施設の設定額を保護者の方に負担をしていただいております。

2点目の10月以降はどのようにしようとしているのか、他市町ではどうかについてでございますが、多度津町においては現在の保育料よりも副食費の負担が増加する世帯が発生しないよう国の補助に加え、現に扶養する18歳以下の第3子以降の子供については県の補助も適用しながら対象者については全額を補助いたします。

他市町では、丸亀市及び三豊市におきましては、市在住の全ての3歳児から5歳児の主食費及び副食費を全額補助しますが、善通寺市、琴平町、まんのう町は本町と同様の補助を行う予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

以下の答弁につきましては、担当課長の方から答弁をさせていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の3点目以降のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、3点目の給食費負担で滞納したら保育中断になるかについてですが、給食費は実費徴収となるため各施設の意向によるかとは存じますが、町としましては滞納が継続されることのないよう保護者に連絡等を行い、お支払いいただくよう働きかけてまいります。

4点目の保育所や保育士に新たに負担がかかるのではないかについてですが、これまでも主食費や行事費など実費徴収として様々な費用を徴収していることや、全施設において事務職員が配置されていることから、事務負担が急増することは想定しておりませんが、今後保育所の状況を見ながら場合によっては負担の軽減が行えるよう支援していきたいと考えております。

5点目の事務負担軽減のために新たな支援や人員配置が必要ではないかについてですが、先ほど申し上げましたとおり、保育所と協議しながら新たな支援が必要であるかということも含め検討してまいります。

6点目の子供のための安心・安全、育ちを保障する保育についてですが、現在食育については保育所保育指針の中で保育の一環として位置づけられております。栄養量などについても、毎年県の監査を受け、子供達の健全な成長が保障されるよう各保育施設で取り組みがなされています。無償化後も食育の位置付けは変わることはないため、今後も子供の安心・安全な育ちを保障する保育に変わりはないと考えております。

7点目の町単独の補助として、副食費月額相当を補助する仕組みについてですが、町長の答弁の中でも申し上げましたとおり、現在の保育料よりも負担が増えることのないよう国や県の補助に加え、町単独の補助を行う予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

教育課からは、幼稚園における給食費に関することを答弁させていただきます。

まず、1点目の現在の給食費の保護者負担についてのご質問に答弁させていただきます。

本町の幼稚園児の1食の給食費は主食、副食費を合わせて1学期までは205円、2学期からは215円を保護者からいただいております。これらの費用は減免の対象はなく、全ての保護者からいただいております。

続いて、2点目の10月以降の本町の対応と他市町の対応についてのご質問に答弁させていただきます。

本町では、10月以降、年収360万円以下の世帯の園児及び第3子以降の園児について副食費の免除を予定しております。また、他市町の状況につきましては、新聞報道でもあ

りましたとおり、丸亀市及び三豊市につきましては全ての園児の給食費を無償とし、善通寺市、琴平町、まんのう町は本町と同様の対応をとるようです。

最後に、7点目の町単独で給食費の副食費月額相当を補助する仕組みを作ることについてのご質問に答弁させていただきます。

現在のところ、先ほども答弁いたしましたとおり、年収360万円以下の世帯の園児及び第3子以降の園児についての副食費の免除を予定しておりますが、それ以外の園児の免除は予定をしておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

今回、給食材料費の取り扱いが各施設と保護者間での直接契約の仕組みとなり、それと同時にこの10月1日から消費税10%となる予定でもあり、保護者負担もあらゆる面で、特に教育費負担の大きい時期に当たり増えることから、所得格差で区分するのではなく、町内に在住する全ての3歳から5歳児園児は不公平ではなく、全て平等として取り扱い、また少子化対策及び子育て支援としても丸亀、三豊市のように、ぜひ全ての園児の給食費を無償化とし、対象家庭も少ないと思われまますので、来年度の予算に組み入れることを強く要望をいたします。

次に、学校給食に安全な食材の提供についてであります。

9月1日から2学期が始まり、1市2町が共同して運用する新しい給食センターが稼働を開始いたしました。学校給食は、子供達の心身の成長を支える大きな教育的役割があります。そして、給食費用の心配がなく、どの子にも安全でおいしく栄養豊かな給食が保障されることが大切であります。しかし最近、輸入小麦から作られたパンから発ガン性の疑いのある除草剤、グリホサートが検出され、学校の給食パンは大丈夫かとの声が上がっております。

日本は、小麦の8割超を輸入をしております。その多くをアメリカ、カナダに頼っていて、両国では収穫前のグリホサート散布が一般化しております。農水省の残留農薬検査でも、アメリカ産の9割、カナダ産小麦のほぼ全てからグリホサートが検出されており、さらに厚労省は、輸入小麦の残留農薬基準を5ppmから、国際基準イコールアメリカ基準に合わせ30ppmと大幅に緩和し、検査数値を公表していないのが状況でございます。

グリホサートについては、ガンのリスクにとどまらず、低量でも影響がある環境ホルモン作用、発達神経毒性、脳や神経に影響を及ぼす腸内細菌叢への悪影響が指摘をされております。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、食材をどのような基準で選んでいるのか。

2点目は、地元県産小麦で賄えないのか、また米粉パンは使えないのか。

3点目に、パン、米、野菜、牛乳、果物、肉などの各食材業者はどこなのか。

4点目には、給食は教育の一部であり、食材イコール教材という意識でコストや地産地消の数値にとらわれずに提供できないものか。

5点目に、1市2町での献立の作成、食材の調達での適正なチェック体制はどうか。また、食育推進計画を立てることが必要と思われるが、どうか。

以上、5点についてお尋ねをいたします。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の1点目の食材をどのような基準で選んでいるかについてのご質問に答弁させていただきます。

食材の調達は、香川県学校給食会を通じて指定の業者に発注して納品されるパン、米、牛乳のような食材と、1市2町で選定した業者で入札して決定する野菜、肉、果物等の食材があります。

食材にはそれぞれに規格を設けて、国産や県産、1市2町産等の地場産物を積極的に使用するなど安全・安心な食材を選定しております。また、食材の入札には保護者や学校長、園長も参加し、価格だけでなく品質も考慮し決定しております。

続いて、2点目の地元県産小麦で賄えないのか、また米粉パンは使えないのかについて答弁させていただきます。

県産小麦で全てを賄うことは、供給量の関係で難しいのが現状です。学校給食用パンについては、香川県学校給食会が品質規格に従って製粉工場で製粉した小麦を日本穀物検定協会に検定を依頼し、これに合格したものを購入の上、指定工場で製パンし、学校に納入されております。また、給食用パンに供給されている小麦、カナダ、アメリカ産は無漂白粉で栄養内容の向上を図っております。

パンの種類につきましては、香川県産米粉50%を使用した米粉パンや全粒粉パン、さぬきの夢2009を60%含む小麦も給食に使用しております。

続いて、3点目のパン、米、野菜、牛乳、果物などの各食材業者はどこなのかについてのご質問に答弁させていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、パン、米、牛乳については香川県学校給食会を通じて指定の業者に発注し納品されております。現在のところ、パンはぜいたく堂、牛乳は毎日牛乳が納品しております。野菜、果物等の食材については、登録された29の業者から納品目により入札を行い決定されております。

続いて、4点目の給食のコストや地産地消の数値にとらわれずに提供できないものかについてのご質問に答弁させていただきます。

給食のコストにつきましては、決められた給食費の中で賄うには、ある程度の制限は必要だと考えております。また、地産地消の推進についても、地元でとれた野菜を使用しており、食に関する指導では生産者を講師として授業に参加してもらうなど実践的な教育も進めていることから、必要な指標の一つだと考えております。

最後に、5点目の1市2町での献立の作成、食材の調達での適正なチェック体制はどう

なのか、また食育推進計画を立てることが必要と思われるがどうかについてのご質問に答弁させていただきます。

献立の作成につきましては、栄養教諭が1市2町のそれぞれの特徴を生かした献立を組み合わせたり、味つけや栄養価、子供たちの嗜好を考慮したり工夫をしております。食材の調達については、1市2町協議会職員により入札から食材の納入、研修まで適切に行われるようなシステムとなっております。

食育推進計画につきましては、県が平成28年3月に策定した第3次かがわ食育アクションプランにより、栄養教諭、学校栄養職員により学級活動における食に関する指導を小・中学校で行っております。また、学校給食における地場産物を活用する割合を増やすよう積極的な取り組みを実践しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

児童が毎日食する学校給食は、食の安全が一番であり、遺伝子組み換え食品も問題になっております。給食用パンに供給されている小麦粉、カナダ、アメリカ産は無漂白粉で栄養内容の向上を図っているとの答弁でございますが、輸入小麦の除草剤のグリホサートなど、人体に悪影響を及ぼす残留農薬基準の検査数値をチェックをし、公表すべきことを強く要望をいたします。

3点目に、教科用図書の採択についてであります。

この夏、新学習指導要領に基づいて、来年度、2020年から使用される小学校の新しい教科書全科の採択が行われます。新聞報道によれば教科書のページ数が1割増となり、高学年の英語やプログラミング教育が始まるなど、子供達の学習が大きく変化するようございます。また、新学習指導要領で文部科学省は、小・中学校の道徳を特別の教科、道徳科として位置づけ、児童・生徒の内面を評価することになりました。国の検定を通った教科書を使い、子供達に特定の価値観を押しつける教科書は必要なく、教科書展示会で意見を出し、教科書採択には多くの住民の意見が幅広く反映すべきだと考えます。しかし、現行の制度では教科書は教育委員会が採択するとされておりますが、どの子もよく分かり、楽しい学習が進められるよう、よりよい教科書が採択されるために実際に教科書を使って子供達に教える現場の教員の意見や保護者など住民の声を尊重すべきであります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目は、2020年、令和2年度に全国で使用される小学校の新しい教科書の町での採択はどここの出版会社なのか。

2点目に、採択に対して選択基準はどのようにしたのか。

3点目に、教育現場の教員の意見や保護者など住民の声は反映されたのか。

4点目には、日本国憲法、子供の権利条約の精神に基づき、子供達にとってより理解しやすく、より楽しく学習できる教科書は採択されたのかどうか。

5点目に、子供の内面を評価し、価値観の押しつけに繋がる道徳の教科化は中止すべきと思うがどうか。

5点について質問をいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の教科用図書の採択についてのご質問に答弁させていただきます。

1点目の令和2年度から本町小学校で使用する教科書の出版会社についての質問に答弁させていただきます。

国語、書写、理科、家庭、保健は東京書籍です。社会、音楽は教育出版です。算数、生活は啓林館です。図画工作、道徳は日本文教出版です。地図は帝国書院です。外国語は開隆堂です。

続いて、2点目の採択基準はどのようにしたのかについてのご質問に答弁させていただきます。

研究の調査の観点として、教科書の内容の選択及び扱いに関する事、これが1点です。また、2点目、内容の構成及び分量に関する事、3点目、表記、表現及び編集上の工夫に関する事を調査研究し、教科書を共同採択し、決定しました。

続いて、3点目の学校現場の教員の意見や保護者などの住民の声は反映されたのかについての質問に答弁させていただきます。

丸亀、坂出、綾歌、仲多度の三採択委託地区の共同教科用図書選定委員会において、種目別研究報告を行っています。その際、調査研究をした調査員は、全て該当地区の在籍教員です。その調査報告も参考にしながら採択について検討します。また、当然町の教育委員会でも議論します。さらに、仲多度採択地区教科用図書選定協議会では、各町の保護者の代表、校長の代表に選定委員として選定に関わっていただいています。こうしたことから、現場の教員の意見や保護者の声なども反映されていると言えます。

続いて、子供達にとってより理解しやすい、より楽しく学習できる教科書が採択されたのかのご質問に答弁させていただきます。

学習指導要領に準拠して作成されたものの中から調査研究し、採択されている教科書です。児童にとって理解しやすく、より楽しく学習ができるような教科書を採択してはいます。ただ、指導の際は教科書研究をして、教材を分析して指導の工夫をすること等教科書の活用の仕方は学校現場に求められているという風に考えています。

最後の5点目の道徳の教科化は中止できないのかのご質問に答弁させていただきます。

学校教育法を初めとする法規、学習指導要領を基準にして教育課程を編成することから、今回の道徳の教科化の中止はできないと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

今、子供たちがどんな教科書で学んでいるか、出版社によって書いてあることも表現も様々ですので、採択してはならない、採択してほしい教科書、また問題のある教材と

比較的よい教材など、自分の視点で吟味をし、人権、平和、共生などPTAでの議論、保護者一人一人が教科書について関知をし、ぜひ教科書の展示会を最寄りの会場へ行けるように周知徹底することを強く要望をいたします。

最後になりまして、全国学力テストの結果についてであります。

文部科学省は、小学6年生と中学3年生を対象にこの4月に実施した全国学力テスト、つまり全国学力・学習状況調査の結果を発表いたしました。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目に、町ではどのような結果であったのか。

2点目には、全国学力テストが実施される4月は、学年の初めの重要な時期でもあり、5月の運動会も控えており、学力テスト対策に追われ、その後の学級づくりや授業づくりにとって影響はなかったのか。

3点目には、テスト対策のため、授業時間が増えたり宿題が多くなり、子供や職員に過度の負担が強えられることはなかったのか。

4点目に、教育条件の整備が今緊急に求められており、豊かな学力を保障するためには教員の定数を抜本的に増やして授業の準備に十分に時間をかけ、創意あふれる教育ができるようにし、学習の遅れがちな子供にも丁寧に対応できるようにし、教員の多忙化を解消することが必要だと考えるがどうか。

以上、4点について質問をいたします。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の全国学力テストに関する質問について答弁させていただきます。

1点目の学力テストの結果はどうだったのかのご質問に答弁させていただきます。

今回は中学3年生で国語、数学、英語が実施されました。小学校は6年生で国語、算数が実施されました。平均正答率については、中学校で全国平均を下回っていました。小学校では上回っていました。平均正答率だけでなく成績の分布状況、観点別の評価の状況、質問紙による学習状況の様子などをデータとして分析して結果を出しています。当然、個人の結果については、児童・生徒一人一人にどういう状況であったのかということをお知らせできるように詳しくお知らせしておるところであります。

続いて、2点目の学力テスト対策に追われ、その後の学級づくりや授業づくりにとって影響はないのかのご質問について答弁させていただきます。

全国学力・学習状況調査の目的は、全国の児童・生徒の学力や学習状況を把握し、分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、学校における児童・生徒の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることです。そのため、事後の結果分析や指導法の改善の研究を進めることは大切なこととし、日々の授業改善に生かすことは重要だと考えています。事前のテストのための対策は必要ないと考えております。

続いて、3点目のテスト対策のため、授業時間が増えたり宿題が多くなった等、子供や職員に過度の負担が強えられることはないのかの質問に答弁させていただきます。

教育委員会といたしましては、高い得点を獲得するためのテスト対策は、やはり教育的ではないと考えております。また、学校は教育計画のもと学校運営をしており、テスト対策のための授業は授業数増とも関係してくるため、実施できる状況ではありません。学校へはテスト対策のためだけの授業時間を増やしたり、宿題を多くしたりすることはないように周知しております。

最後に、教員の多忙化を解消することが必要だと考えるかどうかの質問に答弁させていただきます。

教職員が心身両面の健康を維持しながら教育活動に意欲的に取り組む環境づくりを進め、ひいては教員の資質の向上と子供達の豊かな成長を目指します。そのため、教育委員会としては勤務実態の把握、部活動に関する休養日、活動時間の設定、夏季休業中の学校閉庁日の設定、また専門スタッフの配置などを推進したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

全国学力テストは、点数競争の弊害を大きくするだけで、子供に豊かな学力をつけることには役立たないことがますます明らかになっており、今、国が実施している年間数十億円の予算を使い、毎年全ての子供を対象にしてテストを行う必要はないことを最後に申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって13番 尾崎 忠義議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。

あすも午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

長時間お疲れさまでした。

散会 午後3時44分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和元年9月12日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記